

第19回社会保障審議会年金事業管理部会

＜提出資料＞

平成27年12月8日

有期雇用職員に係る無期転換制度の導入に伴う就業規則改正について

平成 26 年 11 月 19 日 ねんきん労組へ説明

11 月 21 日 全厚生へ説明

12 月 5 日 運営会議報告

12 月中旬 就業規則改正に係る職場代表への意見聴取の実施

12 月 16 日 運営評議会報告

12 月 25 日 理事会報告

12 月 26 日 職員周知（機構 LAN 掲載）

平成 27 年 1 月 1 日 無期転換の実施、就業規則制定・施行

1 月 23 日 新宿労働基準監督署へ届出（就業規則変更届）

就業規則関係

【平成 22 年 1 月 1 日制定・施行】

- 日本年金機構准職員就業規則（規程第 22 号）
- 日本年金機構特定業務契約職員就業規則（規程第 24 号）
- 日本年金機構アシスタント契約職員就業規則（規程第 25 号）

【平成 27 年 1 月 1 日制定・施行】

- 日本年金機構特定業務職員就業規則（規程第 63 号）
- 日本年金機構アシスタント職員就業規則（規程第 64 号）

規程第22号
理事長決定

平成22年1月1日制定・施行

日本年金機構准職員就業規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 服務規律（第4条）
- 第3章 人事（第5条—第17条）
- 第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等（第18条—第39条）
- 第5章 育児・介護休業等（第40条）
- 第6章 給与（第41条）
- 第7章 賞与（第42条）
- 第8章 退職手当（第43条）
- 第9章 安全衛生及び災害補償（第44条—第46条）
- 第10章 表彰及び制裁（第47条・第48条）
- 第11章 教育訓練（第49条）
- 第12章 雜則（第50条・第51条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）において、機構設立後に削減が予定されている業務に主として従事させるため、労働契約の期間の定めのある職員として雇用された者（以下「准職員」という。）の服務規律、労働条件、その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定める労働条件は、機構と准職員との労働契約の内容をなすものであり、労働条件を変更した場合についても同様とする。

（労働契約の期間等）

第2条 労働契約の期間は、3年以内の範囲で、個々の職員ごとに定める。

2 労働契約はこれを更新することがある。ただし、労働契約の更新回数は2回までとする。

- 3 前2項に定める場合のほか、職員の年齢が、満60歳に達した日の属する月の年度を超えて、労働契約を締結又は更新することはない。
- 4 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断は、当該契約期間満了時の当該業務の業務量、当該准職員の勤務実績、能力等を総合的に勘案して行う。

(規則の遵守)

第3条 准職員は、この規則に従って誠実にその義務を履行し、業務を行うという強い責任感をもって職務を遂行しなければならない。

第2章 服務規律

(職員就業規則の準用)

第4条 日本年金機構職員就業規則（規程第21号）第2章の規定は、准職員の服務規律について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「准職員」と読み替えるものとする。

第3章 人事

(採用時の手続)

第5条 准職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) その他機構が指定する書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更事項を届け出なければならない。
- 3 第1項第1号の誓約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する服務の本旨に則して職務を遂行すること。
 - (2) 機構の理念運営方針及び人事方針を尊重すること。
 - (3) 機構の就業規則及び諸規程を遵守し、誠実に勤務すること。
 - (4) 機構の退職後においても、職務上知ることができた秘密については、これを漏らし、又は不正に利用しないこと。

(人事異動)

第6条 機構は、業務上必要があるときは、准職員に異動を命ずることがある。

ただし、異動については一定地域内に限定される。

2 准職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

(出張)

第7条 機構は、業務上必要があるときは、准職員に出張を命ずることがある。

2 出張する場合の旅費等については、日本年金機構職員旅費規程（規程第51号）の定めるところによる。

(休職)

第8条 准職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずる。

(1) 業務上若しくは通勤により負傷し又は疾病にかかり、行政官庁より業務災害若しくは通勤災害と認定され、療養のため出勤できないと認められるとき。

(2) 業務外の負傷又は疾病により、第33条に定める病気休暇期間が満了しても、引き続き同一事由により療養が必要なとき。なお、復職後6箇月以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により再度休職となるときは、当該傷病による休職期間として通算する。

(3) 刑事事件に申し起訴され、就労できないとき、又は就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 日本年金機構職員制裁規程（規程第40号。以下「職員制裁規程」という。）第7条第3項の規定により、職員制裁審査委員会の審査に付せられ、就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。

(5) 学校、研究所等において、その准職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するとき。

(6) 前各号に定めるほか、機構が特に必要と認めたとき。

2 休職の取扱いについては、日本年金機構職員休職規程（規程第27号）の定めるところによる。

(休職期間)

第9条 前条に定める休職の期間は、次のとおりとする。ただし、各号いずれの場合においても労働契約の期間を超えないものとする。

(1) 前条第1項第1号の事由によるとき その療養に必要な期間

(2) 前条第1項第2号の事由によるときは 勤続年数に応じて下表に定める休職期間以内の期間

勤続年数	休職期間
5年未満	12箇月
5年以上	18箇月

(3) 前条第1項第3号から第6号までの事由によるとき、機構が必要と認める期間

(休職期間中の給与)

- 第10条 休職期間中の給与は、日本年金機構職員給与規程（規程第31号。以下「職員給与規程」という。）に別段の定めのある場合を除き支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた准職員については、その休職期間中、給与を支給する。ただし、第46条の定めるところにより、当該職員が給付を受けたときは、その額を控除する。

(復職)

- 第11条 准職員は、休職期間中に休職事由が消滅したときは、速やかにその旨を機構に通知し、復職願を提出しなければならない。また、第8条第1項第1号及び第2号の事由による休職の場合、機構が指定する医師の診断書を復職願に添付しなければならない。
- 2 機構は、前項の復職願により休職事由が消滅したと認めたときは、原則として当該職員を原職に復帰させる。ただし、必要に応じて原職と異なる職務に配置することがある。

(退職)

- 第12条 准職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日を退職日として、機構を退職したものとする。
- (1) 労働契約の期間が満了したとき（労働契約を更新する場合を除く。）
 - (2) 自己の都合により退職を申し出て機構の承諾があったとき。
 - (3) 休職を命ぜられた者が休職期間満了時において復職できないとき。
 - (4) 死亡したとき。
- 2 行方不明による欠勤が30日に及び、なお所在不明のときは、その翌日をもって退職とする。

3 準職員が自己の都合により退職しようとするときは、30日前までに退職願を提出しなければならない。

(雇止め)

第13条 準職員の労働契約を更新しない場合には、少なくとも契約が満了する日の30日前までに予告する。

2 前項の場合において、当該准職員が、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止めの後においても同様とする。

(解雇)

第14条 準職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。この場合において、少なくとも30日前に予告するか又は予告に代えて平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支給する。

- (1) 精神若しくは身体の故障により、業務の遂行に支障があると機構が判断したとき。
 - (2) 職務遂行能力又は能率が劣り、向上の見込みがないと機構が判断したとき。
 - (3) 業務上の傷病により補償を受ける職員が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第81条の打切補償を受けたとき。
 - (4) 業務の廃止、縮小など、機構の運営上やむを得ない事由のあるとき。
 - (5) 職員制裁規程に定める解雇事由に該当するとき。
 - (6) 法附則第5条第2項の規定により設立委員会が定める職員の採用基準に基づき労働契約を解除することとされているとき。
 - (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。
- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。
- 3 準職員が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間に当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

(解雇制限)

第15条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年が経過した後も傷病が治癒せず、機構が労基法第81条の打切補償を支払ったとき、又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたときはこの限りでない。

- (1) 業務上の傷病による療養のために休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の准職員が第35条の定めにより休暇を取得する期間及びその後30日間

2 前項の解雇には、解雇予告を含まない。

(業務の引継ぎ)

第16条 准職員は、退職又は解雇の際は、機構の指定する者に速やかに業務を引き継がなければならない。

(貸与品等の返還)

第17条 准職員は、退職又は解雇の際は、機構の身分証明書、健康保険被保険者証その他機関から貸与された物品を速やかに機構へ返還しなければならない。

第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等

(労働時間制)

- 第18条 機構における労働時間制は、労基法第32条の2の規定に基づく1箇月単位とする変形労働時間制とする。
- 2 翌月各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間並びに休日については、各人ごとに定める月間勤務計画（以下「月間勤務計画」という。）を前月に明示する。

(所定労働時間、始業時刻及び終業時刻)

- 第19条 1日の所定労働時間は8時間とする。
- 2 始業時刻及び終業時刻は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 3 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、月間勤務計画に定める始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合においては、前日までにその通知を行う。

(休憩時間)

- 第20条 休憩時間は別表第1及び別表第2のとおりとし、勤務時間の途中に付与する。
- 2 機構は、前項で定める休憩時間の時間帯については休憩時間指定表により指定する。
- 3 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、前項の休憩時間指定表に定める休憩時間の時間帯を変更し、又はこれを分割して与えることがあ

る。

- 4 あらかじめ、指定された休憩時間の開始時刻に至ってもなお業務が継続し、又は休憩時間中に業務が発生した場合において、他にこれを処理する者がいないときの休憩時間は、その後の勤務時間中においてこれに相当する時間と振り替えて与えるものとする。

(所定休日)

第21条 所定休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (4) 年末年始（12月29日から31日まで、並びに1月2日及び1月3日）
- (5) その他機構が特に指定する日

2 機構は、労基法第35条に規定する休日（以下「法定休日」という。）として、4週間に4日の休日を付与する。

3 前項に規定する4週間の起算日は平成22年1月1日とする。

4 第1項の規定にかかわらず、月間勤務計画により通知し、同項に定める日と異なる日を休日とすることがある。

5 機構は、業務の都合により、あらかじめ通知して休日を他の日に振り替えることがある。この場合においては、機構は前日までにその通知を行う。

(1年単位の変形労働時間制)

第22条 機構は、労基法第32条の4の規定に基づき、准職員の全部又は一部について、労使協定の定めるところにより、1年単位の変形労働時間制により勤務を命ずることがある。

(フレックスタイム制)

第23条 機構は、労基法第32条の3の規定に基づき、准職員の全部又は一部について、労使協定の定めるところにより、フレックスタイム制により勤務を命ずることがある。

(裁量労働制による労働時間のみなし)

第24条 機構は、労基法第38条の3の規定に基づき、専門業務型裁量労働制の対象業務に従事する准職員について、労使協定の定めるところにより、労働時間のみなしを行うことがある。

2 機構は、労基法第38条の4の規定に基づき、企画業務型裁量労働制の対象業務に従事する准職員について、労使委員会決議の定めるところにより、労働時間のみなしを行うことがある。

(事業場外労働に対する労働時間のみなし)

第25条 准職員が出張その他事業場外において労働し、その労働時間を算定し難いときは、所定労働時間勤務したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、所属長からの指示に基づき、所定労働時間を超えて勤務したことが明確な場合は、実働時間によるものとする。

(時間外又は休日における勤務)

第26条 機構は、業務上必要がある場合は、准職員に対し、第19条の所定労働時間を超えて、又は第21条の所定休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務が、労基法第32条に規定する法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、労基法第3.6条第1項の規定するところにより、労使協定に定める範囲でこれを命ずるものとする。

3 前2項の休日勤務は時間単位で命ずることがある。

4 准職員は、前3項の規定に基づき時間外又は休日における勤務を命じられた場合は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(時間外・休日勤務に対する代休)

第27条 機構は、その命により時間外又は休日に勤務を行った准職員に対し、必要に応じて、時間外又は休日勤務8時間ごとに1日の代休を与えることがある。

2 代休は、時間外又は休日の勤務を行った月に付与するものとする。

3 時間外勤務について代休を付与する場合には、当月の時間外勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る時間外割増分に相当する給与は翌月に支給する。

4 休日勤務について代休を付与する場合には、当月の休日勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る休日割増分に相当する給与は翌月に支給する。

5 機構が代休を与える場合は、事前に通知する。

(災害時等の勤務)

第28条 機構は、災害その他の避けることのできない事由により臨時の必要がある場合には、職員に対し、第19条の所定労働時間を超えて、又は第2

1条の所定休日に勤務を命じことがある。当該勤務が法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、行政官庁の許可又は事後の届出により、これを命ずるものとする。

(妊娠である職員の時間外・休日勤務等の制限)

第29条 妊娠中又は産後1年を経過しない准職員が請求した場合には、第26条第2項及び前条の規定にかかわらず、法定労働時間を超える勤務及び法定休日の勤務を命じない。午後10時から翌日午前5時までの勤務についても同様とする。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

第30条 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の准職員が時間外勤務の短縮及び深夜労働の制限を請求した場合は、第26条第2項の規定にかかわらず、日本年金機構職員育児・介護休業等に関する規程（規程第29号。以下「職員育児介護休業規程」という。）の定めるところによる。ただし、事業の正常な運営を妨げるとときは、この限りでない。

(育児時間)

第31条 機構は、1歳に満たない子を養育する准職員が育児時間を請求した場合には、休憩時間のほか、1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2 育児時間を取得した時間については、給与を支給しない。

(年次有給休暇)

第32条 機構は、4月1日から3月31日までを1休暇年度とし、新たに採用した准職員には、採用月に応じて年次有給休暇を次のとおり付与する。

採用月	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数	10日	8日	6日	4日	3日	2日	1日

2 2年目以降、前年度の1年間につき継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した准職員については、年次有給休暇を次のとおり付与する。

継続勤務期間	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
付与日数	15日	16日	17日	18日	20日

3 年次有給休暇は、1日又は半日を単位とし、次の各号に定めるところによりこれを付与する。

- (1) 1日単位の年次有給休暇は、労働日を単位として付与する。
 - (2) 半日単位の年次有給休暇は、2回をもって1日単位の年次有給休暇として取り扱う。
 - (3) 半日単位の年次有給休暇は、指定した勤務の始業時刻後4時間以内又は終業時刻前4時間以内のいずれかを単位として付与するものとし、勤務時間の途中には付与しない。
- 4 年次有給休暇を取得しようとする准職員は、所定の手続により、機構に事前申請を行わなければならない。ただし、申請のあった時季に年次有給休暇を付与することが事業の正常な運営を妨げる場合は、その時季を変更させることがある。
- 5 准職員がやむを得ない理由により欠勤を事前に届け出ることができず、事後の申出を機構が承認したときは、当該欠勤を年次有給休暇に振り替えることができる。ただし、機構が承認しない欠勤については、この限りでない。
- 6 年次有給休暇は、付与期日から2年間これを取得できるものとする。ただし、年次有給休暇の保有日数は、前年度からの繰り越し分（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を含め、40日を限度とする。
- 7 年次有給休暇の付与順序は、繰り越された年次有給休暇から優先付与するものとする。
- 8 第2項の出勤率の算定に当たり、次の各号の期間は出勤したものとみなす。
- (1) 本条に定める年次有給休暇を取得した期間
 - (2) 第34条から第38条に定める休暇の期間
 - (3) 第40条に定める育児・介護休業の期間
 - (4) 第8条第1項第1号に定める休職の期間
 - (5) 第8条第1項第3号に定める刑事事件が裁判所の判決で無罪となったときの休職期間、及び同条第1項第4号に定める職員制裁審査委員会の審査の結果が不問となったときの休職期間
- 9 年次有給休暇を取得した期間については、所定労働時間勤務した場合に通常支払われる給与を支給する。

（病気休暇）

- 第33条 機構は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない理由によるものと認められる場合には、医師の診断書に基づき病気休暇を与える。
- 2 病気休暇の期間は、機構が療養のため勤務しないことをやむを得ないと認める必要最小限の期間とし、90日を限度とする。ただし、労働契約の期間を超えないものとする。なお、病気休暇取得後6箇月以内に同一傷病又は同

一傷病に起因すると認められる傷病により、再度病気休暇を取得するときは、当該傷病による病気休暇期間は通算する。

- 3 準職員は、第1項の病気休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつたときは、その事由を付して事後に承認を求めることができる。
- 4 第1項の病気休暇が長期におよぶときは、医師に対して疾病的状況について機構が確認することがある。
- 5 機構は、病気休暇を取得した者に対して、必要に応じ、機構の指定する医師の診断を受けさせことがある。
- 6 病気休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(生理休暇)

第34条 機構は、生理日の就業が著しく困難な准職員から請求があった場合は、必要な期間の休暇を与える。

- 2 前項の場合、1回につき2日までの期間については給与を支給し、3日目以降については給与を支給しない。

(産前・産後休暇)

第35条 機構は、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の准職員から請求があった場合は、請求があった期間の休暇を与える。

- 2 機構は、出産した准職員には、産後8週間を経過する日までの休暇を与える。ただし、産後6週間を経過した准職員から請求があった場合は、医師が支障ないと認めた業務に就かせることができる。
- 3 准職員が第1項の産前休暇を請求する場合は、出産予定日を証明する書類を提出しなければならない。
- 4 産前・産後休暇を取得した期間については、給与を支給する。

(母性健康管理)

第36条 妊娠中又は出産後1年を経過しない准職員から、所定労働時間内に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるため、通院に必要な時間について休暇の請求があった場合は、次の範囲で休暇を与える。

(1) 産前の場合

妊娠23週まで	4週に1回
妊娠24週から35週まで	2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をした場合には、その指示により必要な時間

（2）産後（1年以内）の場合 医師等の指示により必要な時間

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない准職員から、保健指導又は健康診査に基づき医師等の指導を受けた旨申出があった場合、前項の休暇のほか次の各号に定める措置を講ずる。

（1）通勤時の混雑を避けるよう指導された場合、原則として1時間の勤務時間の短縮、又は1時間以内の時差出勤

（2）休憩時間について指導された場合、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

（3）妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあると指導された場合、その指導事項を守ることができるようするための作業の軽減、勤務時間の短縮又は休業等の措置

3 母性健康管理のための休暇を取得した期間及び措置を講じた時間については、給与を支給する。

（子の看護休暇）

第37条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する准職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の看護のために、1休暇年度につき5日間を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

2 子の看護休暇を取得した期間については、給与の5.0%を支給する。

（特別休暇）

第38条 次の各号に掲げる事由により准職員が勤務しないことが相当である場合には、それぞれに定める期間の特別休暇を与える。

（1）准職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

（2）准職員が証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

（3）准職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その必要と認められる期間

- (4) 准職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
結婚の日の5日前から当該結婚の日後1箇月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
 - (5) 准職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の期間
 - (6) 准職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する准職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
 - (7) 准職員の親族が死亡した場合で、准職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次の親族の種別に応じ、そこに掲げる連続する日数の範囲内の期間
 - イ 配偶者、父母 7日
 - ロ 子 5日
 - ハ 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母 3日
 - ニ 孫、おじ又はおば、子の配偶者、配偶者の祖父母 1日
- 2 前項の特別休暇を取得する場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかった場合には、その事由を付して事後に承認を受けることができる。
 - 3 機構は、前項の場合において、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
 - 4 第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号の特別休暇を取得した期間については、50%の給与を支給する。
 - 5 第1項第3号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給しない。
 - 6 第1項第7号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給する。

（その他の事項）

第39条 この章に定めるもののほか、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関し必要な事項について、日本年金機構職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程（規程第28号）の定めるところによる。

第5章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

第40条 准職員の育児休業及び育児のための短時間勤務等については、職員育児介護休業規程の定めるところによる。

2 准職員の介護休業及び介護のための短時間勤務等については、職員育児介護休業規程の定めるところによる。

第6章 給与

(給与)

第41条 准職員の給与については、職員給与規程の定めるところによる。

第7章 賞与

(賞与)

第42条 准職員の賞与については、日本年金機構職員賞与規程（規程第35号）の定めるところによる。

第8章 退職手当

(退職手当)

第43条 准職員の退職手当については、日本年金機構職員退職手当規程（規程第36号）の定めるところによる。

第9章 安全衛生及び災害補償

(自己保健義務)

第44条 准職員は、日頃から自らの健康の維持・増進を図らなければならぬ。

2 准職員は、機構が指定する医師又は歯科医師の健康診断を受診しなければならない。

3 准職員は、自らが心身の異常又は著しい疲労等により勤務に支障を来たすと判断した場合には、速やかに医師の診断書を添付して機構に申し出るとともにその回復のための療養に努めなければならない。

4 准職員は、第2項の健康診断の結果、機構が行う医師又は保健師による保

健指導を受けたときは、その指導に誠実に従い、自己の健康の回復と保持増進に努めなければならない。

(安全衛生規程の遵守)

第45条 機構又は准職員は、日本年金機構安全衛生規程（規程第37号）を遵守し、機構における安全衛生の確保に努めなければならない。

(災害補償)

第46条 准職員が業務上若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び日本年金機構職員労働災害補償規程（規程第38号）の定めるところによる。

第10章 表彰及び制裁

(表彰)

第47条 機構は、准職員が次のいずれかに該当するときは表彰する。

- (1) 業務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 社会的に顕著な功績があり、機構及び准職員にとって特に名誉となる場合
- (3) その他特に必要があると認められる場合

2 表彰の取扱いについては、日本年金機構職員表彰規程（規程第39号）の定めるところによる。

(制裁)

第48条 機構は、職場規律と機構の秩序を維持するため、制裁を行う。

2 制裁の取扱いについては、職員制裁規程の定めるところによる。

第11章 教育訓練

(教育訓練)

第49条 機構は、准職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

2 准職員は、機構から教育訓練を受けるよう指示された場合には、特段の事由がない限りこれを拒むことができない。

第12章 雜則

(改廃)

第50条 この規則の改廃については、理事長が決定する。

(規則の解釈等)

第51条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(期間の計算)

第2条 期間の計算は、民法の定めるところによる。

(経過措置)

第3条 平成22年1月1日付けで採用された者の年次有給休暇については、第32条の規定にかかわらず、平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間に5日、平成22年4月1日からの1年間には15日（採用日から平成22年3月31日までの間の出勤率が8割以上である場合に限る。）を、それぞれ付与する。

第4条 平成22年1月1日に採用する准職員の労働契約の期間は、第2条第1項の規定にかかわらず平成22年1月1日から平成22年12月31日までの1年とする。

第5条 平成21年12月31日以前に社会保険庁職員として在職していた期間を有する者については、第5条第1項第1号の誓約書には、同条第3項各号に加えて、「機構採用後、国家公務員として在職していた期間に国家公務員法に基づく懲戒処分の対象とすべき行為があったことが、明らかとなった場合、解雇されても異存がないこと。」を記載しなければならない。

別表第1（第19条関係）

区分		始業時刻	終業時刻	勤務時間数	休憩時間
本部	基本	年金相談部コールセンターグループ	8時15分	17時15分	8時間
		研修部 プロック本部駐在の監査グループ	8時30分	17時30分	8時間
		全国一括部門 システム運用部	9時00分	18時00分	8時間
		その他の部・グループ	9時30分	18時30分	8時間
業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定			始業時刻を30分単位として、上記以外の始業時刻・終業時刻を設定することができる。		8時間
	基本	9時00分	18時00分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める
		8時15分	17時15分	8時間	
		8時30分	17時30分	8時間	
		9時30分	18時30分	8時間	
業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	基本	11時00分	20時00分	8時間	
		8時15分	17時15分	8時間	
		8時00分	17時00分	8時間	
		8時30分	17時30分	8時間	
		9時00分	18時00分	8時間	
業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	基本	11時00分	20時00分	8時間	
		8時15分	17時15分	8時間	
		8時00分	17時00分	8時間	
		8時30分	17時30分	8時間	
		9時00分	18時00分	8時間	
業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	基本	11時00分	20時00分	8時間	
		8時15分	17時15分	8時間	
		8時00分	17時00分	8時間	
		8時30分	17時30分	8時間	
		9時00分	18時00分	8時間	

別表第2（第19条関係）

記号	始業時刻	終業時刻	勤務時間数	休憩時間	その他	
A	7時45分	17時45分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	始業時間及び終業時間がこれらによらない場合は、本部労務管理部長の了解を得て個々に指定することができます	
B	7時45分	18時45分	10時間			
C	8時00分	18時00分	9時間			
D	8時15分	14時15分	6時間	休憩時間なし		
E	8時15分	16時15分	7時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める		
F	8時15分	18時15分	9時間			
G	8時15分	19時15分	10時間			
H	8時30分	18時30分	9時間			
I	9時00分	13時00分	4時間	休憩時間なし		
J	9時00分	14時00分	5時間			
K	9時00分	15時00分	6時間			
L	9時00分	17時00分	7時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める		
M	9時00分	19時00分	9時間			
N	9時00分	20時00分	10時間			
O	9時00分	21時00分	11時間			
P	9時00分	22時00分	12時間			

規程第24号

理事長決定

平成22年1月1日制定・施行

日本年金機構特定業務契約職員就業規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 服務規律（第5条）
- 第3章 人事（第6条—第18条）
- 第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等（第19条—第38条）
- 第5章 育児・介護休業等（第39条）
- 第6章 給与（第40条）
- 第7章 安全衛生及び災害補償（第41条—第43条）
- 第8章 表彰及び制裁（第44条・第45条）
- 第9章 教育訓練（第46条）
- 第10章 雜則（第47条・第48条）
- 附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）において、特定の業務（主として補助的な業務を除く。）に従事させるため、労働契約の期間の定めのある職員として雇用された者（以下「特定業務契約職員」という。）の服務規律、労働条件、その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定める労働条件は、機構と特定業務契約職員との労働契約の内容をなすものであり、労働条件を変更した場合についても同様とする。

（定義）

第2条 この規則において、特定業務契約職員の区分は次のとおりとする。

- (1) フルタイム勤務の特定業務契約職員（1日につき8時間の勤務する者）
- (2) 短時間勤務の特定業務契約職員（1週間につき20時間以上40時間未満で勤務する者）

(労働契約の期間等)

第3条 労働契約の期間は、年度単位の1年以内の範囲で、個々の特定業務契約職員ごとに定める。

2 労働契約はこれを更新することがある。ただし、労働契約の更新回数は4回までとする。

3 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断は、当該契約満了時の当該業務の業務量、当該特定業務契約職員の勤務実績、能力等を総合的に勘案して行う。

(規則の遵守)

第4条 特定業務契約職員は、この規則に従って誠実にその義務を履行し、業務を行うという強い責任感をもって職務を遂行しなければならない。

第2章 服務規律

(職員就業規則の準用)

第5条 日本年金機構職員就業規則（規程第2.1号）第2章の規定は、特定業務契約職員の服務規律について準用する。この場合において、「職員」とあらるのは「特定業務契約職員」と読み替えるものとする。

第3章 人事

(採用時の手続)

第6条 特定業務契約職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) その他機構が指定する書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更事項を届け出なければならない。

3 第1項第1号の誓約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する服務の本旨に則して職務を遂行すること。

(2) 機構の理念運営方針及び人事方針を尊重すること。

(3) 機構の就業規則及び諸規程を遵守し、誠実に勤務すること。

(4) 機構の退職後においても、職務上知ることができた秘密については、これを漏らし、又は不正に利用しないこと。

(勤務場所の変更)

第7条 機構は、業務上必要があるときは、契約期間中であっても特定業務契約職員に対して勤務場所の変更を命ずることがある。

2 特定業務契約職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

(出張)

第8条 機構は、業務上必要があるときは、特定業務契約職員に出張を命ずることがある。

2 出張する場合の旅費等については、日本年金機構職員旅費規程（規程第51号）に定めるところによる。

(休職)

第9条 特定業務契約職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずる。

(1) 業務上若しくは通勤により負傷し又は疾病にかかり、行政官庁より業務災害若しくは通勤災害と認定され、療養のため出勤できないと認められるとき。

(2) 刑事事件に関し起訴され、就労できないとき、又は就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。

(3) 日本年金機構職員制裁規程（規程第40号。以下「職員制裁規程」という。）第7条第3項の規定により、職員制裁審査委員会の審査に付せられ、就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 前各号に定めるほか、機構が特に必要と認めたとき。

2 休職の取扱いについては、日本年金機構職員休職規程（規程第27号）の定めるところによる。

(休職期間)

第10条 前条に定める休職の期間は次のとおりとする。ただし、各号いずれの場合においても労働契約の期間を超えないものとする。

(1) 前条第1項第1号の事由によるとき その療養に必要な期間

(2) 前条第1項第2号から第4号までの事由によるとき 機構が必要と認める期間

(休職期間中の給与)

- 第11条 休職期間中の給与は、日本年金機構特定業務契約職員給与規程（規程第33号。以下「特定業務契約職員給与規程」という。）に別段の定めのある場合を除き支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた特定業務契約職員については、その休職期間中、給与を支給する。ただし、第43条の定めるところにより、当該職員が給付を受けたときは、その額を控除する。

(復職)

- 第12条 特定業務契約職員は、休職期間中に休職事由が消滅したときは、速やかにその旨を機構に通知し、復職願を提出しなければならない。また、第9条第1項第1号の事由による休職の場合、機構が指定する医師の診断書を復職願に添付しなければならない。
- 2 機構は、前項の復職願により休職事由が消滅したと認めたときは、原則として当該職員を原職に復帰させる。ただし、必要に応じて原職と異なる職務に配置することがある。

(退職)

- 第13条 特定業務契約職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日を退職日として、機構を退職したものとする。
- (1) 労働契約の期間が満了したとき（労働契約を更新する場合を除く。）
 - (2) 自己の都合により退職を申し出て機構の承諾があったとき。
 - (3) 休職を命ぜられた者が休職期間満了時において復職できないとき。
 - (4) 死亡したとき。
- 2 行方不明による欠勤が30日に及び、なお所在不明のときは、その翌日をもって退職とする。
- 3 特定業務契約職員が自己の都合により退職しようとするときは、30日前までに退職願を提出しなければならない。

(雇止め)

- 第14条 特定業務契約職員の労働契約を更新しない場合には、少なくとも契約が満了する日の30日までに予告する。
- 2 前項の場合において、当該特定業務契約職員が、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止

めの後においても同様とする。

(解雇)

第15条 特定業務契約職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。

この場合において、少なくとも30日前に予告するか又は予告に代えて平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支給する。

- (1) 精神若しくは身体の故障により、業務の遂行に支障があると機構が判断したとき。
- (2) 職務遂行能力又は能率が劣り、向上の見込みがないと機構が判断したとき。
- (3) 業務上の傷病により補償を受ける職員が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第81条の打切補償を受けたとき。
- (4) 業務の廃止、縮小など、機構の運営上やむを得ない事由のあるとき。
- (5) 職員制裁規程に定める解雇事由に該当するとき。
- (6) 法附則第5条第2項の規定により設立委員会が定める職員の採用基準に基づき労働契約を解除することとされているとき。
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。

3 特定業務契約職員が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間に当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

(解雇制限)

第16条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは解雇しない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたときはこの限りでない。

- (1) 業務上の傷病による療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の特定業務契約職員が第34条の定めにより休暇を取得する期間及びその後30日間

2 前項の解雇には、解雇予告を含まない。

(業務の引き継ぎ)

第17条 特定業務契約職員は、退職又は解雇の際は、機構の指定する者に速やかに業務を引き継がなければならない。

(貸与品等の返還)

第18条 特定業務契約職員は、退職又は解雇の際は、機構の身分証明書、健

康保険被保険者証その他機構から貸与された物品を速やかに機構へ返還しなければならない。

第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等

(労働時間制)

- 第19条 機構における労働時間制は、労基法第3.2条の2の規定に基づく1箇月単位とする変形労働時間制とする。
- 2 翌月各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間並びに休日については、各人ごとに定める月間勤務計画（以下「月間勤務計画」という。）を前月に明示する。

(所定労働時間、始業時刻及び終業時刻)

- 第20条 フルタイム勤務の特定業務契約職員の1日の所定労働時間は8時間とする。
- 2 短時間勤務の特定業務契約職員の所定労働時間は労働契約を締結するときに職員ごとに定めるものとする。
- 3 フルタイム勤務の特定業務契約職員の始業時刻及び終業時刻は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 4 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、月間勤務計画に定める始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合においては、前日までその通知を行う。

(休憩時間)

- 第21条 休憩時間は別表第1及び別表第2のとおりとし、勤務時間の途中に付与する。ただし、労働時間が6時間以下の場合にこれを与えることがある。
- 2 機構は、前項で定める休憩時間の時間帯については休憩時間指定表により指定する。
- 3 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、前項の休憩時間指定表に定める休憩時間の時間帯を変更し、又はこれを分割して与えることがある。
- 4 あらかじめ、指定された休憩時間の開始時刻に至ってもなお業務が継続し、又は休憩時間中に業務が発生した場合において、他にこれを処理する者がいないときの休憩時間は、その後の勤務時間中においてこれに相当する時間と振り替えて与えるものとする。

(所定休日)

第22条 所定休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (4) 年末年始（12月29日から31日まで、並びに1月2日及び1月3日）
 - (5) その他機構が特に指定する日
- 2 機構は、労基法第35条に規定する休日（以下「法定休日」という。）として、4週間に4日の休日を付与する。
- 3 前項に規定する4週間の起算日は平成22年1月1日とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、月間勤務計画により通知し、同項に定める日と異なる日を休日とすることがある。
- 5 機構は、業務の都合により、あらかじめ通知して休日を他の日に振り替えることがある。この場合においては、機構は前日までにその通知を行う。

(1年単位の変形労働時間制)

第23条 機構は、労基法第32条の4の規定に基づき、特定業務契約職員の全部又は一部について、労使協定の定めるところにより、1年単位の変形労働時間制により勤務を命ずることがある。

(事業場外労働に対する労働時間のみなし)

第24条 特定業務契約職員が出張その他事業場外において労働し、その労働時間を算定し難いときは、所定労働時間勤務したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、所属長からの指示に基づき、所定労働時間を超えて勤務したことが明確な場合は、実働時間によるものとする。

(時間外又は休日における勤務)

第25条 機構は、業務上必要がある場合は、特定業務契約職員に対し、第20条の所定労働時間を超えて、又は第22条の所定休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務が、労基法第32条に規定する法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、労基法第36条第1項の規定するところにより、労使協定に定める範囲でこれを命ずるものとする。

3 前2項の休日勤務は時間単位で命ずることがある。

4 特定業務契約職員は、前3項の規定に基づき時間外又は休日における勤務

を命じられた場合は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(時間外・休日勤務に対する代休)

第26条 機構は、その命により時間外又は休日に勤務を行った特定業務契約職員に対し、必要に応じて、時間外又は休日勤務8時間ごとに1日の代休を与えることがある。

- 2 代休は、時間外又は休日の勤務を行った月に付与するものとする。
- 3 時間外勤務について代休を付与する場合には、当月の時間外勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る時間外割増分に相当する給与は翌月に支給する。
- 4 休日勤務について代休を付与する場合には、当月の休日勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る休日割増分に相当する給与は翌月に支給する。
- 5 機構が代休を与える場合は、事前に通知する。

(災害時等の勤務)

第27条 機構は、災害その他の避けることのできない事由により臨時の必要がある場合には、特定業務契約職員に対し、第2.0条の所定労働時間を超えて、又は第2.2条の所定休日に勤務を命じることがある。当該勤務が法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、行政官庁の許可又は事後の届出により、これを命ずるものとする。

(妊娠である職員の時間外・休日勤務等の制限)

第28条 妊娠中又は産後1年を経過しない特定業務契約職員が請求した場合には、第2.5条第2項及び前条の規定にかかわらず、法定労働時間を超える勤務及び法定休日の勤務を命じない。午後10時から翌日午前5時までの勤務についても同様とする。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

第29条 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の特定業務契約職員が時間外勤務の短縮及び深夜労働の制限を請求した場合は、第2.5条第2項の規定にかかわらず、日本年金機構エルダ一職員、特定業務契約職員及びアシスタント契約職員育児・介護休業等に関する規程(規程第30号。以下「契約職員育児介護休業規程」という。)の定めるところによる。ただし、事業の正常な運営を妨げるとときは、この限りでない。

(育児時間)

第30条 機構は、1歳に満たない子を養育する特定業務契約職員が育児時間
を請求した場合には、休憩時間のほか、1日について2回、1回について3
0分の育児時間を与える。

2 育児時間取得した時間については、給与を支給しない。

(年次有給休暇)

第31条 年次有期休暇は、採用日から6ヶ月間継続勤務し所定労働日の8割
以上出勤した者に対して10日を、その後1年間継続勤務するごとに当該1
年間において所定労働日の8割以上出勤した者に次表のとおり継続勤務期間
に応じた日数を付与する。

勤続期間	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満であり、かつ週
所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定める者に
ついては年間所定労働日数が216日以下）の者に対しては、次表のとおり
労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

週の所定労働日数	年間の所定労働日数	継続して勤務した期間に応ずる休暇日数				
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日

3 前2項においては、採用後はじめて迎える4月1日又は10月1日をもつて6ヶ月間の継続勤務とみなす。

4 年次有給休暇は、1日又は半日を単位とし、次の各号に定めるところによりこれを付与する。

(1) 1日単位の年次有給休暇は、労働日を単位として付与する。

(2) 半日単位の年次有給休暇は、2回をもって1日単位の年次有給休暇と

して取り扱う。

- (3) 半日単位の年次有給休暇は、指定した勤務の始業時刻後4時間以内又は終業時刻前4時間以内のいずれかを単位として付与するものとし、勤務時間の途中には付与しない。
- 5 年次有給休暇を取得しようとする職員は、所定の手続により、機構に事前申請を行わなければならない。ただし、申請のあった時季に年次有給休暇を付与することが事業の正常な運営を妨げる場合は、その時季を変更させることがある。
- 6 特定業務契約職員がやむを得ない理由により欠勤を事前に届け出しができず、事後の申出を機構が承認したときは、当該欠勤を年次有給休暇に振り替えることができる。ただし、機構が承認しない欠勤については、この限りでない。
- 7 年次有給休暇は、付与期日から2年間これを取得できるものとする。ただし、年次有給休暇の保有日数は、前年度からの繰り越し分（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を含め、40日を限度とする。
- 8 年次有給休暇の付与順序は、繰り越された年次有給休暇から優先付与するものとする。
- 9 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たり、次の各号の期間は出勤したものとみなす。
- (1) 本条に定める年次有給休暇を取得した期間
 - (2) 第33条から第37条に定める休暇の期間
 - (3) 第39条に定める育児・介護休業の期間
 - (4) 第9条第1項第1号に定める休職の期間
 - (5) 第9条第1項第2号に定める刑事事件が裁判所の判決で無罪となつたときの休職期間、及び同条第1項第3号に定める職員制裁審査委員会の審査の結果が不問となつたときの休職期間
- 10 年次有給休暇を取得した期間については、所定労働時間勤務した場合に通常支払われる給与を支給する。

(病気休暇)

第32条 機構は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない理由によるものと認められる場合には、医師の診断書に基づき病気休暇を与える。

2 病気休暇の期間は、機構が療養のため勤務しないことをやむを得ないと認める必要最小限の期間とし、10日を限度とする。ただし、労働契約の期間を超えないものとする。なお、病気休暇取得後6箇月以内に同一傷病又は同

一傷病に起因すると認められる傷病により、再度病気休暇を取得するときは、当該傷病による病気休暇期間は通算する。

- 3 特定業務契約職員は、第1項の病気休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつたときは、その事由を付して事後に承認を求めることができる。
- 4 第1項の病気休暇が長期におよぶときは、医師に対して疾病的状況について機構が確認することがある。
- 5 機構は、病気休暇を取得した特定業務契約職員に対して、必要に応じ、機構の指定する医師の診断を受けさせることがある。
- 6 病気休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(生理休暇)

第33条 機構は、生理日の就業が著しく困難な特定業務契約職員から請求があつた場合は、必要な期間の休暇を与える。

- 2 生理休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(産前・産後休暇)

第34条 機構は、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の特定業務契約職員から請求があつた場合は、請求があつた期間の休暇を与える。

- 2 機構は、出産した特定業務契約職員には、産後8週間を経過する日までの休暇を与える。ただし、産後6週間を経過した特定業務契約職員から請求があつた場合は、医師が支障ないと認めた業務に就かせることができる。
- 3 特定業務契約職員が第1項の産前休暇を請求する場合は、出産予定日を証明する書類を提出しなければならない。
- 4 産前・産後休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(母性健康管理)

第35条 妊娠中又は出産後1年を経過しない特定業務契約職員から、所定労働時間内に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるため、通院に必要な時間について休暇の請求があつた場合は、次の範囲で休暇を与える。

(1) 産前の場合

妊娠23週まで	4週に1回
妊娠24週から35週まで	2週に1回

妊娠36週から出産まで、1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をした場合には、その指示により必要な時間

（2）産後（1年以内）の場合 医師等の指示により必要な時間

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない特定業務契約職員から、保健指導又は健康診査に基づき医師等の指導を受けた旨申出があった場合、前項の休暇のほか次の各号に定める措置を講ずる。

（1）通勤時の混雑を避けるよう指導された場合、原則として1時間の勤務時間の短縮、又は1時間以内の時差出勤

（2）休憩時間について指導された場合、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

（3）妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあると指導された場合、その指導事項を守ることができるようにするための作業の軽減、勤務時間の短縮又は休業等の措置

3 母性健康管理のための休暇を取得した期間及び措置を講じた時間については、給与を支給しない。

（子の看護休暇）

第36条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する特定業務契約職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の看護のために、1休暇年度につき5日間を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

2 子の看護休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

（特別休暇）

第37条 次の各号に掲げる事由により特定業務契約職員が勤務しないことが相当である場合には、それぞれに定める期間の特別休暇を与える。

（1）特定業務契約職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

（2）特定業務契約職員が証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

（3）特定業務契約職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得

ないと認められるとき その必要と認められる期間

- (4) 特定業務契約職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前から当該結婚の日後1箇月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
- (5) 特定業務契約職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の期間
- (6) 特定業務契約職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する特定業務契約職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (7) 特定業務契約職員の親族が死亡した場合で、特定業務契約職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次の親族の種別に応じ、そこに掲げる連続する日数の範囲内の期間

イ 配偶者、父母 7日

ロ 子 5日

ハ 祖父母、配偶者の父母 3日

ニ 子の配偶者 1日

- 2 前項の特別休暇を取得する場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつた場合には、その事由を付して事後に承認を受けることができる。
- 3 機構は、前項の場合において、その事由を確認する必要があると認めるとときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 4 第1項第1号及び第2号の特別休暇を取得した期間については、50%の給与を支給する。
- 5 第1項第3号、第4号、第5号及び第6号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給しない。
- 6 第1項第7号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給する。

（その他の事項）

第38条 この章に定めるもののほか、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に關し必要な事項について、日本年金機構職員の勤務時間、休憩、休日及

び休暇等に関する規程（規程第28号）の定めるところによる。

第5章 育児・介護休業等

（育児・介護休業等）

第39条 特定業務契約職員の育児休業及び育児のための短時間勤務等については、契約職員育児介護休業規程の定めるところによる。

2 特定業務契約職員の介護休業及び介護のための短時間勤務等については、契約職員育児介護休業規程の定めるところによる。

第6章 給与

（給与）

第40条 特定業務契約職員の給与については、特定業務契約職員給与規程の定めるところによる。

第7章 安全衛生及び災害補償

（自己保健義務）

第41条 特定業務契約職員は、日頃から自らの健康の維持・増進を図らなければならない。

2 特定業務契約職員は、機構が指定する医師又は歯科医師の健康診断を受診しなければならない。

3 特定業務契約職員は、自らが心身の異常又は著しい疲労等により勤務に支障を来たすと判断した場合には、速やかに医師の診断書を添付して機構に申し出るとともにその回復のための療養に努めなければならない。

4 特定業務契約職員は、第2項の健康診断の結果、機構が行う医師又は保健師による保健指導を受けたときは、その指導に誠実に従い、自己の健康の回復と保持増進に努めなければならない。

（安全衛生規程の遵守）

第42条 機構又は特定業務契約職員は、日本年金機構安全衛生規程（規程第37号）を遵守し、機構における安全衛生の確保に努めなければならない。

（災害補償）

第43条 特定業務契約職員が業務上若しくは通勤により負傷し、又は疾病に

かかり、又は死亡した場合は、労基法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び日本年金機構職員労働災害補償規程（規程第38号）の定めるところによる。

第8章 表彰及び制裁

（表彰）

第4.4条 機構は、特定業務契約職員が次のいずれかに該当するときは表彰する。

（1）業務上特に顕著な功績があった場合

（2）社会的に顕著な功績があり、機構及び特定業務契約職員にとって特に名誉となる場合

（3）その他特に必要があると認められる場合

2 表彰の取扱いについては、日本年金機構職員表彰規程（規程第39号）の定めるところによる。

（制裁）

第4.5条 機構は、職場規律と機構の秩序を維持するため、制裁を行う。

2 制裁の取扱いについては、職員制裁規程の定めるところによる。

第9章 教育訓練

（教育訓練）

第4.6条 機構は、特定業務契約職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

2 特定業務契約職員は、機構から教育訓練を受けるよう指示された場合には、特段の事由がない限りこれを拒むことができない。

第10章 雜則

（改廃）

第4.7条 この規則の改廃については、理事長が決定する。

（規則の解釈等）

第4.8条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(期間の計算)

第2条 期間の計算は、民法の定めるところによる。

(経過措置)

第3条 平成22年1月1日に採用する特定業務契約職員の労働契約の期間については、第3条第1項の規定にかかわらず平成23年3月31日までの1年3ヶ月とすることができます。

第4条 平成21年12月31日以前に社会保険庁職員として在職していた期間を有する者については、第6条第1項第1号の誓約書には、同条第3項各号に加えて、「機構採用後、国家公務員として在職していた期間に国家公務員法に基づく懲戒処分の対象とすべき行為があったことが、明らかとなった場合、解雇されても異存がないこと。」を記載しなければならない。

別表第1（第20条関係）

区分		始業時刻	終業時刻	勤務時間数	休憩時間
本部	年金相談部コールセンターグループ	8時15分	17時15分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める
	研修部 プロック本部駐在の監査グループ	8時30分	17時30分	8時間	
	全国一括部門 システム運用部	9時00分	18時00分	8時間	
	その他の部・グループ	9時30分	18時30分	8時間	
業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定		始業時刻を30分単位として、上記以外の始業時刻・終業時刻を設定することができる。		8時間	
プロック本部	基本	9時00分	18時00分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める
	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	8時15分	17時15分	8時間	
	8時30分	17時30分	8時間		
	9時30分	18時30分	8時間		
	11時00分	20時00分	8時間		
事務センター	基本	8時15分	17時15分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める
	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	8時00分	17時00分	8時間	
	8時30分	17時30分	8時間		
	9時00分	18時00分	8時間		
	11時00分	20時00分	8時間		
年金事務所	基本	8時15分	17時15分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める
	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	8時00分	17時00分	8時間	
	8時30分	17時30分	8時間		
	9時00分	18時00分	8時間		
	11時00分	20時00分	8時間		

別表第2（第20条関係）

記号	始業時刻	終業時刻	勤務時間数	休憩時間	その他
A	7時45分	17時45分	9時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	
B	7時45分	18時45分	10時間		
C	8時00分	18時00分	9時間		
D	8時15分	14時15分	6時間	休憩時間なし	
E	8時15分	16時15分	7時間		
F	8時15分	18時15分	9時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	
G	8時15分	19時15分	10時間		
H	8時30分	18時30分	9時間		
I	9時00分	13時00分	4時間		
J	9時00分	14時00分	5時間	休憩時間なし	
K	9時00分	15時00分	6時間		
L	9時00分	17時00分	7時間		
M	9時00分	19時00分	9時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	
N	9時00分	20時00分	10時間		
O	9時00分	21時00分	11時間		
P	9時00分	22時00分	12時間		

規程第25号
理事長決定
平成22年1月1日制定・施行

日本年金機構アシスタント契約職員就業規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 服務規律（第5条）
- 第3章 人事（第6条—第17条）
- 第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等（第18条—第36条）
- 第5章 育児・介護休業等（第37条）
- 第6章 給与（第38条）
- 第7章 安全衛生及び災害補償（第39条—第41条）
- 第8章 表彰及び制裁（第42条・第43条）
- 第9章 教育訓練（第44条）
- 第10章 雜則（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）において、主として補助的な業務に従事させるため、労働契約の期間の定めのある職員として雇用された者（以下「アシスタント契約職員」という。）の服務規律、労働条件、その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定める労働条件は、機構とアシスタント契約職員との労働契約の内容をなすものであり、労働条件を変更した場合についても同様とする。

（定義）

第2条 この規則において、アシスタント契約職員の区分は次のとおりとする。

- (1) フルタイム勤務のアシスタント契約職員（1日につき8時間の勤務する者）
- (2) 短時間勤務のアシスタント契約職員（1週間につき20時間以上40時間未満で勤務する者）

(労働契約の期間等)

- 第3条 労働契約の期間は、1年以内の範囲で、個々のアシスタント契約職員ごとに定める。
- 2 労働契約はこれを更新することがある。ただし、労働契約の更新回数は2回までとする。
- 3 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断は、当該契約満了時の当該業務の業務量、当該アシスタント契約職員の勤務実績、能力等を総合的に勘案して行う。

(規則の遵守)

- 第4条 アシスタント契約職員は、この規則に従って誠実にその義務を履行し、業務を行うという強い責任感をもって職務を遂行しなければならない。

第2章 服務規律

(職員就業規則の準用)

- 第5条 日本年金機構職員就業規則（規程第21号）第2章の規定は、アシスタント契約職員の服務規律について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「アシスタント契約職員」と読み替えるものとする。

第3章 人事

(採用時の手続)

- 第6条 アシスタント契約職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) その他機構が指定する書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更事項を届け出なければならない。
- 3 第1項第1号の誓約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する服務の本旨に則して職務を遂行すること。
 - (2) 機構の理念運営方針及び人事方針を尊重すること。
 - (3) 機構の就業規則及び諸規程を遵守し、誠実に勤務すること。

(4) 機構の退職後においても、職務上知ることができた秘密については、これを漏らし、又は不正に利用しないこと。

(出張)

第7条 機構は、業務上必要があるときは、アシスタント契約職員に出張を命ずることがある。

2 出張する場合の旅費等については、日本年金機構職員旅費規程（規程第51号）に定めるところによる。

(休職)

第8条 アシスタント契約職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずる。

(1) 業務上若しくは通勤により負傷し又は疾病にかかり、行政官庁より業務災害若しくは通勤災害と認定され、療養のため出勤できないと認められるとき。

(2) 刑事事件に関し起訴され、就労できないとき、又は就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。

(3) 日本年金機構職員制裁規程（規程第40号。以下「職員制裁規程」という。）第7条第3項の規定により、職員制裁審査委員会の審査に付せられ、就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 前各号に定めるほか、機構が特に必要と認めたとき。

2 休職の取扱いについては、日本年金機構職員休職規程（規程第27号）の定めるところによる。

(休職期間)

第9条 前条に定める休職の期間は、次のとおりとする。ただし、各号いずれの場合においても労働契約の期間を超えないものとする。

(1) 前条第1項第1号の事由によるとき その療養に必要な期間

(2) 前条第1項第2号から第4号までの事由によるとき 機構が必要と認める期間

(休職期間中の給与)

第10条 休職期間中の給与は、日本年金機構アシスタント契約職員給与規程（規程第34号。以下「アシスタント契約職員給与規程」という。）に別段の定めのある場合を除き支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第1号の規定により休職を命ぜら

れたアシスタント契約職員については、その休職期間中、給与を支給する。ただし、第41条の定めるところにより、当該職員が給付を受けたときは、その額を控除する。

(復職)

- 第11条 アシスタント契約職員は、休職期間中に休職事由が消滅したときは、速やかにその旨を機構に通知し、復職願を提出しなければならない。また、第8条第1項第1号の事由による休職の場合、機構が指定する医師の診断書を復職願に添付しなければならない。
- 2 機構は、前項の復職願により休職事由が消滅したと認めたときは、原則として当該職員を原職に復帰させる。ただし、必要に応じて原職と異なる職務に配置することがある。

(退職)

- 第12条 アシスタント契約職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日を退職日として、機構を退職したものとする。
- (1) 労働契約の期間が満了したとき（労働契約を更新する場合を除く。）
 - (2) 自己の都合により退職を申し出て機構の承諾があったとき。
 - (3) 休職を命ぜられた者が休職期間満了時において復職できないとき。
 - (4) 死亡したとき。
- 2 行方不明による欠勤が30日に及び、なお所在不明のときは、その翌日をもって退職とする。
- 3 アシスタント契約職員が自己の都合により退職しようとするときは、30日前までに退職願を提出しなければならない。

(雇止め)

- 第13条 アシスタント契約職員の労働契約を更新しない場合には、少なくとも契約が満了する日の30日までに予告する。
- 2 前項の場合において、当該アシスタント契約職員が、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止めの後においても同様とする。

(解雇)

- 第14条 アシスタント契約職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。この場合において、少なくとも30日前に予告するか又は予告に代えて平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支給する。

- (1) 精神若しくは身体の故障により、業務の遂行に支障があると機構が判断したとき。
 - (2) 職務遂行能力又は能率が劣り、向上の見込みがないと機構が判断したとき。
 - (3) 業務上の傷病により補償を受ける職員が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第81条の打切補償を受けたとき。
 - (4) 業務の廃止、縮小など、機構の運営上やむを得ない事由のあるとき。
 - (5) 職員制裁規程に定める解雇事由に該当するとき。
 - (6) 法附則第5条第2項の規定により設立委員会が定める職員の採用基準に基づき労働契約を解除することとされているとき。
 - (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。
- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。
- 3 アシスタント契約職員が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間に当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

(解雇制限)

第15条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは解雇しない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたときはこの限りでない。

- (1) 業務上の傷病による療養のために休業する期間及びその後30日間
 - (2) 産前産後のアシスタント契約職員が第32条の定めにより休暇を取得する期間及びその後30日間
- 2 前項の解雇には、解雇予告を含まない。

(業務の引継ぎ)

第16条 アシスタント契約職員は、退職又は解雇の際は、機構の指定する者に速やかに業務を引き継がなければならない。

(貸与品等の返還)

第17条 アシスタント契約職員は、退職又は解雇の際は、機構の身分証明書、健康保険被保険者証その他機構から貸与された物品を速やかに機構へ返還しなければならない。

第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等

(労働時間制)

第18条 機構における労働時間制は、労基法第32条の2の規定に基づく1箇月単位とする変形労働時間制とする。

2 翌月各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間並びに休日については、各人ごとに定める月間勤務計画（以下「月間勤務計画」という。）を前月に明示する。

（所定労働時間、始業時刻及び終業時刻）

第19条 フルタイム勤務のアシスタント契約職員の1日の所定労働時間は8時間とする。

2 短時間勤務のアシスタント契約職員の所定労働時間は労働契約を締結するときに職員ごとに定める。

3 フルタイム勤務のアシスタント契約職員の始業時刻及び終業時刻は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

4 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、月間勤務計画に定める始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合においては、前日までにその通知を行う。

（休憩時間）

第20条 休憩時間は別表第1及び別表第2のとおりとし、勤務時間の途中に付与する。ただし、労働時間が6時間以下の場合にこれを与えることがある。

2 機構は、前項で定める休憩時間の時間帯については休憩時間指定表により指定する。

3 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、前項の休憩時間指定表に定める休憩時間の時間帯を変更し、又はこれを分割して与えることがある。

4 あらかじめ、指定された休憩時間の開始時刻に至ってもなお業務が継続し、又は休憩時間中に業務が発生した場合において、他にこれを処理する者がいないときの休憩時間は、その後の勤務時間中においてこれに相当する時間と振り替えて与えるものとする。

（所定休日）

第21条 所定休日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）土曜日

（3）国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

（4）年末年始（12月29日から31日まで、並びに1月2日及び1月3

日)

(5) その他機構が特に指定する日

- 2 機構は、労基法第35条に規定する休日（以下「法定休日」という。）として、4週間に4日の休日を付与する。
- 3 前項に規定する4週間の起算日は平成22年1月1日とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、月間勤務計画により通知し、同項に定める日と異なる日を休日とすることがある。
- 5 機構は、業務の都合により、あらかじめ通知して休日を他の日に振り替えることがある。この場合においては、機構は前日までにその通知を行う。

(1年単位の変形労働時間制)

第22条 機構は、労基法第32条の4の規定に基づき、アシスタント契約職員の全部又は一部について、労使協定の定めるところにより、1年単位の変形労働時間制により勤務を命ずることがある。

(時間外又は休日における勤務)

第23条 機構は、業務上必要がある場合は、アシスタント契約職員に対し、第19条の所定労働時間を超えて、又は第21条の所定休日に勤務を命ずることがある。

- 2 前項の勤務が、労基法第32条に規定する法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、労基法第36条第1項の規定するところにより、労使協定に定める範囲でこれを命ずるものとする。
- 3 前2項の休日勤務は時間単位で命ずることがある。
- 4 アシスタント契約職員は、前3項の規定に基づき時間外又は休日における勤務を命じられた場合は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(時間外・休日勤務に対する代休)

第24条 機構は、その命により時間外又は休日に勤務を行ったアシスタント契約職員に対し、必要に応じて、時間外又は休日勤務8時間ごとに1日の代休を与えることがある。

- 2 代休は、時間外又は休日の勤務を行った月に付与するものとする。
- 3 時間外勤務について代休を付与する場合には、当月の時間外勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る時間外割増分に相当する給与は翌月に支給する。
- 4 休日勤務について代休を付与する場合には、当月の休日勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除

した時間数に係る休日割増分に相当する給与は翌月に支給する。

5 機構が代休を与える場合は、事前に通知する。

(災害時等の勤務)

第25条 機構は、災害その他の避けることのできない事由により臨時の必要がある場合には、職員に対し、第19条の所定労働時間を超えて、又は第21条の所定休日に勤務を命じることがある。当該勤務が法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、行政官庁の許可又は事後の届出により、これを命ずるものとする。

(妊娠である職員の時間外・休日勤務等の制限)

第26条 妊娠中又は産後1年を経過しないアシスタント契約職員が請求した場合には、第23条第2項及び前条の規定にかかわらず、法定労働時間を超える勤務及び法定休日の勤務を命じない。午後10時から翌日午前5時までの勤務についても同様とする。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

第27条 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う一定範囲のアシスタント契約職員が時間外勤務の短縮及び深夜労働の制限を請求した場合は、第23条第2項の規定にかかわらず、日本年金機構エルダー職員、特定業務契約職員及びアシスタント契約職員育児・介護休業等に関する規程（規程第30号。以下「契約職員育児介護休業規程」という。）の定めるところによる。ただし、事業の正常な運営を妨げるときは、この限りでない。

(育児時間)

第28条 機構は、1歳に満たない子を養育するアシスタント契約職員が育児時間を請求した場合には、休憩時間のほか、1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2 育児時間を取り得した時間については、給与を支給しない。

(年次有給休暇)

第29条 年次有期休暇は、6ヶ月以上の労働契約を締結し、採用日から6ヶ月間継続勤務し所定労働日の8割以上出勤したアシスタント契約職員に対して10日を、その後1年間継続勤務することに当該1年間において所定労働日の8割以上出勤した者に次表のとおり継続勤務期間に応じた日数を付与す

る。

勤続期間	6カ月	1年 6カ月	2年 6カ月
年次有給休暇付与日数	10日	11日	12日

- 2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満であり、かつ週所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定めるアシスタント契約職員については年間所定労働日数が216日以下）のアシスタント契約職員に対しては、次表のとおり労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

週の所定労働日数	年間の所定労働日数	継続して勤務した期間に応ずる休暇日数		
		6カ月	1年 6カ月	2年 6カ月
4日	169～216日	7日	8日	9日
3日	121～168日	5日	6日	6日
2日	73～120日	3日	4日	4日
1日	48～72日	1日	2日	2日

- 3 前2項においては、採用後はじめて迎える4月1日又は10月1日をもって6ヶ月間の継続勤務とみなす。
- 4 年次有給休暇は、1日又は半日を単位とし、次の各号に定めるところによりこれを付与する。
- (1) 1日単位の年次有給休暇は、労働日を単位として付与する。
 - (2) 半日単位の年次有給休暇は、2回をもって1日単位の年次有給休暇として取り扱う。
 - (3) 半日単位の年次有給休暇は、指定した勤務の始業時刻後4時間以内又は終業時刻前4時間以内のいずれかを単位として付与するものとし、勤務時間の途中には付与しない。
- 5 年次有給休暇を取得しようとするアシスタント契約職員は、所定の手続により、機構に事前申請を行わなければならない。ただし、申請のあった時季に年次有給休暇を付与することが事業の正常な運営を妨げる場合は、その時季を変更させることがある。

- 6 アシスタント契約職員がやむを得ない理由により欠勤を事前に届け出ることができず、事後の申出を機構が承認したときは、当該欠勤を年次有給休暇に振り替えることができる。ただし、機構が承認しない欠勤については、この限りでない。
- 7 年次有給休暇は、付与期日から2年間これを取得できるものとする。ただし、年次有給休暇の保有日数は、前年度からの繰り越し分（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を含め、40日を限度とする。
- 8 年次有給休暇の付与順序は、繰り越された年次有給休暇から優先付与するものとする。
- 9 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たり、次の各号の期間は出勤したものとみなす。
 - (1) 本条に定める年次有給休暇を取得した期間
 - (2) 第31条から第35条に定める休暇の期間
 - (3) 第37条に定める育児・介護休業の期間
 - (4) 第8条第1項第1号に定める休職の期間
 - (5) 第8条第1項第2号に定める刑事事件が裁判所の判決で無罪となったときの休職期間、及び同条第1項第3号に定める職員制裁審査委員会の審査の結果が不問となったときの休職期間
- 10 年次有給休暇を取得した期間については、所定労働時間勤務した場合に通常支払われる給与を支給する。

（病気休暇）

- 第30条 機構は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない理由によるものと認められる場合には、医師の診断書に基づき病気休暇を与える（ただし、6ヵ月以上の労働契約を締結している者又は6ヵ月以上の継続勤務している者に限る）。
- 2 病気休暇の期間は、機構が療養のため勤務しないことをやむを得ないと認める必要最小限の期間とし、10日を限度とする。ただし、労働契約の期間を超えないものとする。なお、病気休暇取得後6箇月以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により、再度病気休暇を取得するときは、当該傷病による病気休暇期間は通算する。
 - 3 アシスタント契約職員は、第1項の病気休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつたときは、その事由を付して事後に承認を求めることができる。
 - 4 第1項の病気休暇が長期におよぶときは、医師に対して疾病の状況につい

て機構が確認することがある。

- 5 機構は、病気休暇を取得したアシスタント契約職員に対して、必要に応じ、機構の指定する医師の診断を受けさせることがある。
- 6 病気休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(生理休暇)

第31条 機構は、生理日の就業が著しく困難なアシスタント契約職員から請求があつた場合は、必要な期間の休暇を与える。

- 2 生理休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(産前・産後休暇)

第32条 機構は、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定のアシスタント契約職員から請求があつた場合は、請求があつた期間の休暇を与える。

- 2 機構は、出産したアシスタント契約職員には、産後8週間を経過する日までの休暇を与える。ただし、産後6週間を経過したアシスタント契約職員から請求があつた場合は、医師が支障ないと認めた業務に就かせることができる。
- 3 アシスタント契約職員が第1項の産前休暇を請求する場合は、出産予定日を証明する書類を提出しなければならない。
- 4 産前・産後休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(母性健康管理)

第33条 妊娠中又は出産後1年を経過しないアシスタント契約職員から、所定労働時間内に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるため、通院に必要な時間について休暇の請求があつたときは、次の範囲で休暇を与える。

(1) 産前の場合

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をした場合には、その指示により必要な時間

(2) 産後（1年以内）の場合 医師等の指示により必要な時間

- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しないアシスタント契約職員から、保健指導又は健康診査に基づき医師等の指導を受けた旨申出があつた場合、次の各号

に定める措置を講ずる。

- (1) 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合、原則として1時間の勤務時間の短縮、又は1時間以内の時差出勤
 - (2) 休憩時間について指導された場合、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加
 - (3) 妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあると指導された場合、その指導事項を守ることができるようにするための作業の軽減、勤務時間の短縮又は休業等の措置
- 3 母性健康管理のための休暇を取得した期間及び措置を講じた時間については、給与を支給しない。

(子の看護休暇)

第34条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するアシスタント契約職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の看護のために、1休暇年度につき5日間を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

2 子の看護休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(特別休暇)

第35条 次の各号に掲げる事由によりアシスタント契約職員（6ヵ月以上の労働契約を締結している者又は6ヵ月以上の継続勤務している者に限る。ただし、第7号に掲げる事由は除く。）が勤務しないことが相当である場合には、それぞれに定める期間の特別休暇を与える。

- (1) アシスタント契約職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) アシスタント契約職員が証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) アシスタント契約職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その必要と認められる期間
- (4) アシスタント契約職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前から当該結婚の日後1箇月を経過する

までの期間内における連続する5日の範囲内の期間

- (5) アシスタント契約職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるアシスタント契約職員を含む。次号において同じ。）の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の期間
 - (6) アシスタント契約職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するアシスタント契約職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
 - (7) アシスタント契約職員の親族が死亡した場合で、アシスタント契約職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次の親族の種別に応じ、そこに掲げる連続する日数の範囲内の期間
 - イ 配偶者、父母 7日
 - ロ 子 5日
 - ハ 祖父母、配偶者の父母 3日
 - ニ 子の配偶者 1日
- 2 前項の特別休暇を取得する場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつた場合には、その事由を付して事後に承認を受けることができる。
 - 3 機構は、前項の場合において、その事由を確認する必要があると認めるとときは、証明書等の提出を求めることができる。
 - 4 第1項第1号及び第2号の特別休暇を取得した期間については、50%の給与を支給する。
 - 5 第1項第3号、第4号、第5号及び第6号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給しない。
 - 6 第1項第7号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給する。

（その他の事項）

第36条 この章に定めるもののほか、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関し必要な事項について、日本年金機構職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程（規程第28号）の定めるところによる。

第5章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

第37条 職員の育児休業及び育児のための短時間勤務等については、契約職員育児介護休業規程の定めるところによる。

2 職員の介護休業及び介護のための短時間勤務等については、契約職員育児介護休業規程の定めるところによる。

第6章 給与

(給与)

第38条 アシスタント契約職員の給与については、アシスタント契約職員給与規程の定めるところによる。

第7章 安全衛生及び災害補償

(自己保健義務)

第39条 アシスタント契約職員は、日頃から自らの健康の維持・増進を図らなければならない。

2 アシスタント契約職員は、機構が指定する医師又は歯科医師の健康診断を受診しなければならない。

3 アシスタント契約職員は、自らが心身の異常又は著しい疲労等により勤務に支障を来たすと判断した場合には、速やかに医師の診断書を添付して機構に申し出るとともにその回復のための療養に努めなければならない。

4 アシスタント契約職員は、第2項の健康診断の結果、機構が行う医師又は保健師による保健指導を受けたときは、その指導に誠実に従い、自己の健康の回復と保持増進に努めなければならない。

(安全衛生規程の遵守)

第40条 機構又はアシスタント契約職員は、日本年金機構安全衛生規程（規程第37号）を遵守し、機構における安全衛生の確保に努めなければならない。

(災害補償)

第41条 アシスタント契約職員が業務上若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び日本年金機構職員労働災害補償規程（規程第38号）

の定めるところによる。

第8章 表彰及び制裁

(表彰)

第42条 機構は、アシスタント契約職員が次のいずれかに該当するときは表彰する。

- (1) 業務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 社会的に顕著な功績があり、機構及びアシスタント契約職員にとって特に名誉となる場合
- (3) その他特に必要があると認められる場合

2 表彰の取扱いについては、日本年金機構職員表彰規程（規程第39号）の定めるところによる。

(制裁)

第43条 機構は、職場規律と機構の秩序を維持するため、制裁を行う。

2 制裁の取扱いについては、職員制裁規程の定めるところによる。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第44条 機構は、アシスタント契約職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

2 アシスタント契約職員は、機構から教育訓練を受けるよう指示された場合には、特段の事由がない限りこれを拒むことができない。

第10章 雜則

(改廃)

第45条 この規則の改廃については、理事長が決定する。

(規則の解釈等)

第46条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(期間の計算)

第2条 期間の計算は、民法の定めるところによる。

(経過措置)

第3条 平成22年1月1日に採用するアシスタント契約職員の労働契約については、第3条第1項の規定にかかわらず平成23年3月31日までの1年3ヶ月とすることができます。

第4条 平成21年12月31日以前に社会保険庁職員として在職していた期間を有する者については、第6条第1項第1号の誓約書には、同条第3項各号に加えて、「機構採用後、国家公務員として在職していた期間に国家公務員法に基づく懲戒処分の対象とすべき行為があったことが、明らかとなつた場合、解雇されても異存がないこと。」を記載しなければならない。

別表第1（第19条関係）

区分		始業時刻	終業時刻	勤務時間数	休憩時間	
本部	基本	年金相談部コールセンターグループ	8時15分	17時15分	8時間	
		研修部 ロック本部駐在の監査グループ	8時30分	17時30分	8時間	
		全国一括部門 システム運用部	9時00分	18時00分	8時間	
		その他の部・グループ	9時30分	18時30分	8時間	
ブロック本部	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定			始業時刻を30分単位として、上記以外の始業時刻・終業時刻を設定することができる。	8時間	
	基本	9時00分	18時00分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	
		8時15分	17時15分	8時間		
		8時30分	17時30分	8時間		
		9時30分	18時30分	8時間		
事務センター	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定			11時00分	20時00分	8時間
	基本	8時15分	17時15分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	
		8時00分	17時00分	8時間		
		8時30分	17時30分	8時間		
		9時00分	18時00分	8時間		
年金事務所	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定			11時00分	20時00分	8時間
	基本	8時15分	17時15分	8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	
		8時00分	17時00分	8時間		
		8時30分	17時30分	8時間		
		9時00分	18時00分	8時間		
		11時00分	20時00分	8時間		

別表第2（第19条関係）

記号	始業時刻	終業時刻	勤務時間数	休憩時間	その他
A	7時45分	17時45分	9時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	始業時間及び終業時間がこれらによらない場合は、本部労務管理部長の了解を得て個々に指定することができる
B	7時45分	18時45分	10時間		
C	8時00分	18時00分	8時間		
D	8時15分	14時15分	6時間		
E	8時15分	16時15分	7時間		
F	8時15分	18時15分	9時間		
G	8時15分	19時15分	10時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	始業時間及び終業時間がこれらによらない場合は、本部労務管理部長の了解を得て個々に指定することができる
H	8時30分	18時30分	8時間		
I	9時00分	13時00分	4時間		
J	9時00分	14時00分	5時間		
K	9時00分	15時00分	6時間		
L	9時00分	17時00分	8時間		
M	9時00分	19時00分	9時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める	始業時間及び終業時間がこれらによらない場合は、本部労務管理部長の了解を得て個々に指定することができる
N	9時00分	20時00分	10時間		
O	9時00分	21時00分	11時間		
P	9時00分	22時00分	12時間		

規程第63号
理事長決定
平成27年1月1日制定・施行

日本年金機構特定業務職員就業規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 服務規律（第4条）
- 第3章 人事（第5条～第18条）
- 第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等（第19条～第40条）
- 第5章 育児・介護休業等（第41条）
- 第6章 給与（第42条）
- 第7章 安全衛生及び災害補償（第43条～第45条）
- 第8章 表彰及び制裁（第46条・第47条）
- 第9章 教育訓練（第48条）
- 第10章 雜則（第49条・第50条）

附則

第1章 総則

（目的等）

- 第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）において、特定の業務（主として補助的な業務を除く。）に従事させるため、労働契約の期間の定めのない職員として雇用された者（以下「特定業務職員」という。）の服務規律、労働条件、その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 この規則に定める労働条件は、機構と特定業務職員との労働契約の内容をなすものであり、労働条件を変更した場合についても同様とする。

（定義）

- 第2条 この規則において、特定業務職員の区分は次のとおりとする。
- (1) フルタイム勤務の特定業務職員（1日につき8時間勤務する者）
 - (2) 短時間勤務の特定業務職員（1週間につき20時間以上40

(時間未満で勤務する者)

(規則の遵守)

第3条 特定業務職員は、この規則に従って誠実にその義務を履行し、業務を行うという強い責任感をもって職務を遂行しなければならない。

第2章 服務規律

(職員就業規則の準用)

第4条 日本年金機構職員就業規則(規程第21号)第2章の規定は、特定業務職員の服務規律について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「特定業務職員」と読み替えるものとする。

第3章 人事

(採用時の手続)

第5条 特定業務職員として採用された者は、機構が指定する書類を速やかに提出しなければならない。

2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更事項を届け出なければならない。

(人事異動)

第6条 機構は、業務上必要があるときは、特定業務職員に異動を命ずることがある。ただし、異動については一定地域内に限定される。

2 特定業務職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

(出張)

第7条 機構は、業務上必要があるときは、特定業務職員に出張を命ずることがある。

2 出張する場合の旅費等については、日本年金機構職員旅費規程(規程第51号)に定めるところによる。

(休職)

第8条 特定業務職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職

を命ずる。

- (1) 業務上若しくは通勤により負傷し又は疾病にかかり、行政官庁より業務災害若しくは通勤災害と認定され、療養のため出勤できないと認められるとき。
- (2) 業務外の負傷又は疾病により、第32条に定める病気休暇期間が満了しても、引き続き同一事由により療養が必要なとき。なお、復職後6箇月以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により再度休職となるときは、当該傷病による休職期間として通算する。
- (3) 刑事事件に關し起訴され、就労できないとき、又は就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 日本年金機構職員制裁規程(規程第40号。以下「職員制裁規程」という。)第7条第3項の規定により、職員制裁審査委員会の審査に付せられ、就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるほか、機構が特に必要と認めたとき。

2 休職の取扱いについては、日本年金機構職員休職規程(規程第27号)の定めるところによる。

(休職期間)

第9条 前条に定める休職の期間は次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の事由によるとき その療養に必要な期間
- (2) 前条第1項第2号の事由によるとき 12箇月以内の期間
- (3) 前条第1項第3号から第5号までの事由によるとき 機構が必要と認める期間

(休職期間中の給与)

第10条 休職期間中の給与は、日本年金機構特定業務契約職員及び特定業務職員給与規程(規程第33号。以下「特定業務契約職員等給与規程」という。)に別段の定めのある場合を除き支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた特定業務職員については、その休職期間中、給与を支給する。ただし、第45条の定めるところにより、当該職員が給付を受けたときは、その額を控除する。

(復職)

- 第11条 特定業務職員は、休職期間中に休職事由が消滅したときは、速やかにその旨を機構に通知し、復職願を提出しなければならない。また、第8条第1項第1号及び第2号の事由による休職の場合、機構が指定する医師の診断書を復職願に添付しなければならない。
- 2 機構は、前項の復職願により休職事由が消滅したと認めたときは、原則として当該職員を原職に復帰させる。ただし、必要に応じて原職と異なる職務に配置することがある。

(退職)

- 第12条 特定業務職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日を退職日として、機構を退職したものとする。
- (1) 自己の都合により退職を申し出て機構の承諾があったとき。
 - (2) 休職を命ぜられた者が休職期間満了時において復職できないとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 定年に達したとき。
- 2 行方不明による欠勤が30日に及び、なお所在不明のときは、その翌日をもって退職とする。
- 3 特定業務職員が自己の都合により退職しようとするときは、30日前までに退職願を提出しなければならない。

(定年)

- 第13条 特定業務職員の定年は満60歳に達した日以後に到来する最初の3月31日とする。

(解雇事由)

- 第14条 特定業務職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。
- (1) 精神若しくは身体の故障により、業務の遂行に支障があると機構が判断したとき。
 - (2) 職務遂行能力又は能率が劣り、向上の見込みがないと機構が判断したとき。
 - (3) 業務上の傷病により補償を受ける職員が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第81条の打切補償を受けたとき。

- (4) 業務の廃止、縮小など、機構の運営上やむを得ない事由のあるとき。
- (5) 職員制裁規程に定める解雇事由に該当するとき。
- (6) 日本年金機構法（平成19年法律第109号）附則第5条第2項の規定により設立委員会が定める職員の採用基準に基づき労働契約を解除することとされているとき。
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。

(解雇予告)

- 第15条 前条において特定業務職員を解雇するときは、次に掲げる場合を除き、30日前に予告するか、又は平均賃金の30日分の予告手当を支給する。
- (1) 本人の責めに帰すべき事由により解雇する場合
 - (2) やむを得ない事由により事業の継続が不可能となった場合
- 2 前項の予告は原則として本人に通知するが、やむを得ないときは解雇通知を郵送して行う。
- 3 解雇予告日は前項の通知が到達したと認められる日とする。
- 4 第1項の予告日数は、1日につき平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。

(解雇制限)

- 第16条 第14条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年が経過した後も傷病が治癒せず、機構が労基法第81条の打ち切補償を支払ったとき、又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたときはこの限りでない。

- (1) 業務上の傷病による療養のために休業する期間及びその後30日間
 - (2) 産前産後の特定業務職員が第34条の定めにより休暇を取得する期間及びその後30日間
- 2 前項の解雇には、解雇予告を含まない。

(業務の引き継ぎ)

- 第17条 特定業務職員は、退職又は解雇の際は、機構の指定する者に速やかに業務を引き継がなければならない。

(貸与品等の返還)

第18条 特定業務職員は、退職又は解雇の際は、機構の身分証明書、健康保険被保険者証その他機関から貸与された物品を速やかに機構へ返還しなければならない。

第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等

(労働時間制)

第19条 機構における労働時間制は、労基法第32条の規定に基づく労働時間制とする。

2 翌月各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間並びに休日については、各人ごとに定める月間勤務計画（以下「月間勤務計画」という。）を前月に明示する。

(所定労働時間、始業時刻及び終業時刻)

第20条 フルタイム勤務の特定業務職員の1日の所定労働時間は8時間とし、1週間40時間以内とする。

2 短時間勤務の特定業務職員の所定労働時間は採用時に職員ごとに定めるものとする。

3 フルタイム勤務の特定業務職員の始業時刻及び終業時刻は、別表のとおりとする。

4 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、月間勤務計画に定める始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合においては、前日までその通知を行う。

5 第1項に規定する1週間は、土曜日から金曜日までとする。

(休憩時間)

第21条 休憩時間は別表のとおりとし、勤務時間の途中に付与する。ただし、労働時間が6時間以下の場合にこれを与えることがある。

2 機構は、前項で定める休憩時間の時間帯については休憩時間指定表により指定する。

3 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、前項の休憩時間指定表に定める休憩時間の時間帯を変更し、又はこれを分割して与えることがある。

4 あらかじめ、指定された休憩時間の開始時刻に至ってもなお業務

が継続し、又は休憩時間中に業務が発生した場合において、他にこれを処理する者がいないときの休憩時間は、その後の勤務時間においてこれに相当する時間と振り替えて与えるものとする。

(所定休日)

第22条 所定休日は、次のとおりとし、第20条第5項に規定する1週間につき2日以上となるように付与する。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (4) 年末年始（12月29日から31日まで、並びに1月2日及び1月3日）
 - (5) その他機構が特に指定する日
- 2 機構は、労基法第35条に規定する休日（以下「法定休日」という。）として、1週間に1日の休日を付与する。
- 3 機構は、第1項の規定にかかわらず、月間勤務計画により通知した上で、第20条第1項に定める1週間の労働時間の範囲内において、第1項に定める日と異なる日を所定休日とすることがある。
- 4 機構は、第1項の規定にかかわらず、業務の都合により、あらかじめ通知した上で、第20条第1項に定める1週間の労働時間の範囲内において、所定休日を他の日に振り替えることがある。この場合には、機構は前日までにその通知を行う。

(変形労働時間制)

第23条 機構は、労基法第32条の2の規定に基づき、特定業務職員の全部又は一部について、就業規則又は労使協定の定めるところにより、1箇月単位の変形労働時間制により勤務を命ずることがある。

2 機構は、労基法第32条の4の規定に基づき、特定業務職員の全部又は一部について、労使協定の定めるところにより、1年単位の変形労働時間制により勤務を命ずることがある。

(事業場外労働に対する労働時間のみなし)

第24条 特定業務職員が出張その他事業場外において労働し、その労働時間を算定し難いときは、所定労働時間勤務したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、所属長からの指示に基づき、所定労働時間を超えて勤務したことが明確な場合は、実働時間によるものとする。

(時間外又は休日における勤務)

第25条 機構は、業務上必要がある場合は、特定業務職員に対し、第20条の所定労働時間を超えて、又は第22条の所定休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務が、労基法第32条に規定する法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、労基法第36条第1項の規定するところにより、労使協定に定める範囲でこれを命ずるものとする。

3 前2項の休日勤務は時間単位で命ずることがある。

4 特定業務職員は、前3項の規定に基づき時間外又は休日における勤務を命じられた場合は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(時間外・休日勤務に対する代休)

第26条 機構は、その命により時間外又は休日に勤務を行った特定業務職員に対し、必要に応じて、時間外又は休日勤務8時間ごとに1日の代休を与えることがある。

2 代休は、時間外又は休日の勤務を行った月に付与するものとする。

3 時間外勤務について代休を付与する場合には、当月の時間外勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る時間外割増分に相当する給与は翌月に支給する。

4 休日勤務について代休を付与する場合には、当月の休日勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る休日割増分に相当する給与は翌月に支給する。

5 機構が代休を与える場合は、事前に通知する。

(災害時等の勤務)

第27条 機構は、災害その他の避けることのできない事由により臨時の必要がある場合には、特定業務職員に対し、第20条の所定労働時間を超えて、又は第22条の所定休日に勤務を命じることがある。当該勤務が法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合

には、行政官庁の許可又は事後の届出により、これを命ずるものとする。

(妊娠である職員の時間外・休日勤務等の制限)

第28条 妊娠中又は産後1年を経過しない特定業務職員が請求した場合には、第25条第2項及び前条の規定にかかわらず、法定労働時間を超える勤務及び法定休日の勤務を命じない。午後10時から翌日午前5時までの勤務についても同様とする。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

第29条 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の特定業務職員が時間外勤務の短縮及び深夜労働の制限を請求した場合は、第25条第2項の規定にかかわらず、日本年金機構エルダー職員、特定業務契約職員、アシスタント契約職員、特定業務職員及びアシスタント職員育児・介護休業等に関する規程(規程第30号。以下「エルダー職員等育児介護休業規程」という。)の定めるところによる。ただし、事業の正常な運営を妨げるときは、この限りでない。

(育児時間)

第30条 機構は、1歳に満たない子を養育する特定業務職員が育児時間を請求した場合には、休憩時間のほか、1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2 育児時間を取得した時間については、給与を支給しない。

(年次有給休暇)

第31条 機構は、4月1日から3月31日又は10月1日から9月30日までのいずれかを1休暇年度とし、前年度の所定労働日の8割以上出勤した特定業務職員に、次表のとおり年次有給休暇を付与する。

勤続期間	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月以降
付与日数	16日	18日	20日

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満であり、

かつ週所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定める者については年間所定労働日数が216日以下）の者に対しては、次表のとおり労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

週の所定労働日数	年間の所定労働日数	勤続期間に応じた付与日数		
		4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月 以降
4日	169～216日	12日	13日	15日
3日	121～168日	9日	10日	11日
2日	73～120日	6日	6日	7日
1日	48～72日	3日	3日	3日

- 3 前2項において、特定業務職員の勤続期間は、労働契約の期間の定めのある職員（以下「有期雇用職員」という。）としての勤続期間と通算する。また、休暇年度については、有期雇用職員としての取扱いを引き継ぐこととする。
- 4 年次有給休暇は、1日、半日又は労基法第39条第4項の規定による労使協定で定める範囲内で1時間を単位とし、次の各号に定めるところによりこれを付与する。
 - (1) 1日単位の年次有給休暇は、労働日を単位として付与する。
 - (2) 半日単位の年次有給休暇は、2回をもって1日単位の年次有給休暇として取り扱う。
 - (3) 半日単位の年次有給休暇は、指定した勤務の始業時刻後4時間以内又は終業時刻前4時間以内のいずれかを単位として付与するものとし、勤務時間の途中には付与しない。
 - (4) 時間単位の年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の所定労働時間数（時間に満たない端数があるときは、これを切上げたものとする。）をもって1日とする。
 - (5) 時間単位の年次有給休暇は、1休暇年度において5日（第7項ただし書きに規定する保有日数が5日に満たない場合は、その日数及び時間数）を限度とする。
- 5 年次有給休暇を取得しようとする特定業務職員は、所定の手続により、機構に事前申請を行わなければならない。ただし、申請のあつた時季に年次有給休暇を付与することが事業の正常な運営を妨げる場合は、その時季を変更させることがある。

- 6 特定業務職員がやむを得ない理由により欠勤を事前に届け出ることができず、事後の申出を機構が承認したときは、当該欠勤を年次有給休暇に振り替えることができる。ただし、機構が承認しない欠勤については、この限りでない。
- 7 年次有給休暇は、付与期日から2年間これを取得できるものとする。ただし、年次有給休暇の保有日数は、前年度からの繰り越し分を含め、40日を限度とする。また、有期雇用職員としての年次有給休暇の残日数のうち、付与期日から2年を経過していないものについては、これを繰り越すものとする。
- 8 年次有給休暇の付与順序は、繰り越された年次有給休暇から優先付与するものとする。
- 9 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たり、次の各号の期間は出勤したものとみなす。
 - (1) 本条に定める年次有給休暇を取得した期間
 - (2) 第33条から第39条に定める休暇の期間
 - (3) 第41条に定める育児・介護休業の期間
 - (4) 第8条第1項第1号に定める休職の期間
 - (5) 第8条第1項第3号に定める刑事事件が裁判所の判決で無罪となったときの休職期間、及び同条第1項第4号に定める職員制裁審査委員会の審査の結果が不問となったときの休職期間
- 10 年次有給休暇を取得した期間については、所定労働時間勤務した場合に通常支払われる給与を支給する。

(病気休暇)

- 第32条 機構は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない理由によるものと認められる場合には、医師の診断書に基づき病気休暇を与える。
- 2 病気休暇の期間は、機構が療養のため勤務しないことをやむを得ないと認める必要最小限の期間とし、90日を限度とする。なお、病気休暇取得後6箇月以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により、再度病気休暇を取得するときは、当該傷病による病気休暇期間は通算する。
 - 3 特定業務職員は、第1項の病気休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつたときは、その事由を付して事後に承認を求めることができる。

- 4 第1項の病気休暇が長期におよぶときは、医師に対して疾病の状況について機構が確認することがある。
- 5 機構は、病気休暇を取得した特定業務職員に対して、必要に応じ、機構の指定する医師の診断を受けさせることがある。
- 6 病気休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(生理休暇)

第33条 機構は、生理日の就業が著しく困難な特定業務職員から請求があった場合は、必要な期間の休暇を与える。

- 2 生理休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(産前・産後休暇)

第34条 機構は、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の特定業務職員から請求があった場合は、請求があった期間の休暇を与える。

- 2 機構は、出産した特定業務職員には、産後8週間を経過する日までの休暇を与える。ただし、産後6週間を経過した特定業務職員から請求があった場合は、医師が支障ないと認めた業務に就かせることができる。
- 3 特定業務職員が第1項の産前休暇を請求する場合は、出産予定日を証明する書類を提出しなければならない。
- 4 産前・産後休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(母性健康管理)

第35条 妊娠中又は出産後1年を経過しない特定業務職員から、所定労働時間内に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるため、通院に必要な時間について休暇の請求があった場合は、次の範囲で休暇を与える。

(1) 産前の場合

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をした場合には、その指示により必要な時間

(2) 産後（1年以内）の場合 医師等の指示により必要な時間

- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しない特定業務職員から、保健指導

又は健康診査に基づき医師等の指導を受けた旨申出があった場合、前項の休暇のほか次の各号に定める措置を講ずる。

- (1) 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合、原則として1時間の勤務時間の短縮、又は1時間以内の時差出勤
 - (2) 休憩時間について指導された場合、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加
 - (3) 妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあると指導された場合、その指導事項を守ることができるようにするための作業の軽減、勤務時間の短縮又は休業等の措置
- 3 母性健康管理のための休暇を取得した期間及び措置を講じた時間については、給与を支給しない。

(子の看護休暇)

第36条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する特定業務職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の看護のために、又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるために、1休暇年度につき5日間（当該子が2人以上の場合は10日間）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

- 2 子の看護休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(介護休暇)

第37条 要介護状態にある家族の介護その他の世話（通院の付添い等）をする特定業務職員は、1休暇年度につき5日間（当該家族が2人以上の場合は10日間）を限度として、介護休暇を取得することができる。

- 2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
- (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて特定業務職員が同居し、かつ、扶養している者
 - (6) 上記以外の家族で機構の認めた者
- 3 介護休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(特別休暇)

第38条 次の各号に掲げる事由により特定業務職員が勤務しないことが相当である場合には、それぞれに定める期間の特別休暇を与える。

- (1) 特定業務職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 特定業務職員が証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 特定業務職員が骨髄移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その必要と認められる期間
- (4) 特定業務職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前から当該結婚の日後1箇月を経過する日までの期間内における連続する5暦日の範囲内の期間
- (5) 特定業務職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の期間
- (6) 特定業務職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する特定業務職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (7) 特定業務職員の親族が死亡した場合で、特定業務職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤

務しないことが相当であると認められるとき 次の親族の種別に応じ、そこに掲げる連続する曆日数の範囲内の期間

- イ 配偶者、父母 7日
- ロ 子 5日
- ハ 祖父母、配偶者の父母 3日
- ニ 子の配偶者 1日

- (8) 特定業務職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで機構が認める社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、業務上支障がなく、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1休暇年度において5日の範囲内の期間
- 2 前項の特別休暇を取得する場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつた場合には、その事由を付して事後に承認を受けることができる。
 - 3 機構は、前項の場合において、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
 - 4 第1項第1号及び第2号の特別休暇を取得した期間については、50%の給与を支給する。
 - 5 第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給しない。
 - 6 第1項第7号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給する。

(ライフサポート休暇)

- 第39条 機構は、4月1日在職する特定業務職員に対して、1休暇年度につきライフサポート休暇を2日間付与する。
- 2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満であり、かつ週所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定める特定業務職員については、年間所定労働日数が216日以下）の特定業務職員に対しては、ライフサポート休暇を付与しない。
 - 3 ライフサポート休暇は、1休暇年度内において1回に限り取得することができる。ただし、ライフサポート休暇を取得した日から連続する2労働日を限度として取得できるものとする。
 - 4 ライフサポート休暇の単位は1日とする。

- 5 第1項のライフサポート休暇を取得する場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。
- 6 ライフサポート休暇を取得した期間については、給与を支給する。

(その他の事項)

第40条 この章に定めるもののほか、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関し必要な事項については、日本年金機構職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程（規程第28号）の定めるところによる。

第5章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

- 第41条 特定業務職員の育児休業及び育児のための短時間勤務等については、エルダー職員等育児介護休業規程の定めるところによる。
- 2 特定業務職員の介護休業及び介護のための短時間勤務等については、エルダー職員等育児介護休業規程の定めるところによる。

第6章 給与

(給与)

第42条 特定業務職員の給与については、特定業務契約職員等給与規程の定めるところによる。

第7章 安全衛生及び災害補償

(自己保健義務)

- 第43条 特定業務職員は、日頃から自らの健康の維持・増進を図らなければならない。
- 2 特定業務職員は、機構が指定する医師又は歯科医師の健康診断を受診しなければならない。
 - 3 特定業務職員は、自らが心身の異常又は著しい疲労等により勤務に支障を来たすと判断した場合には、速やかに医師の診断書を添付して機構に申し出るとともにその回復のための療養に努めなければならない。
 - 4 特定業務職員は、第2項の健康診断の結果、機構が行う医師又は

保健師による保健指導を受けたときは、その指導に誠実に従い、自己の健康の回復と保持増進に努めなければならない。

(安全衛生規程の遵守)

第44条 機構又は特定業務職員は、日本年金機構安全衛生規程（規程第37号）を遵守し、機構における安全衛生の確保に努めなければならない。

(災害補償)

第45条 特定業務職員が業務上若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び日本年金機構職員労働災害補償規程（規程第38号）の定めるところによる。

第8章 表彰及び制裁

(表彰)

第46条 機構は、特定業務職員が次のいずれかに該当するときは表彰する。

- (1) 業務上特に顕著な功績があった場合
 - (2) 社会的に顕著な功績があり、機構及び特定業務職員にとって特に名誉となる場合
 - (3) その他特に必要があると認められる場合
- 2 表彰の取扱いについては、日本年金機構職員表彰規程（規程第39号）の定めるところによる。

(制裁)

第47条 機構は、職場規律と機構の秩序を維持するため、制裁を行う。

- 2 制裁の取扱いについては、職員制裁規程の定めるところによる。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第48条 機構は、特定業務職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

2 特定業務職員は、機構から教育訓練を受けるよう指示された場合には、特段の事由がない限りこれを拒むことができない。

第10章 雜則

(改廃)

第49条 この規則の改廃については、理事長が決定する。

(規則の解釈等)

第50条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(期間の計算)

第2条 期間の計算は、民法の定めるところによる。

別表（第20条関係）

区分		始業時刻	終業時刻	勤務時間数	休憩時間
本部	基本	年金相談部コールセンターグループ	8時15分	17時15分	8時間
		年金記録企画部年金記録管理室 年金給付業務部門 システム運用部 監査部	9時00分	18時00分	8時間
		その他の部・グループ	9時30分	18時30分	8時間
業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定		始業時刻を30分単位として、上記以外の始業時刻・終業時刻を設定することができる。		8時間	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める
ブロック本部	基本	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定		9時00分	
				8時15分	
				8時30分	
				9時30分	
				10時00分	
				11時00分	
事務センター	基本	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定		8時15分	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める
				8時00分	
				8時30分	
				9時00分	
				10時00分	
				11時00分	
年金事務所	基本	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定		8時15分	左記の勤務時間内で1時間の休憩時間を定める
				8時00分	
				8時30分	
				9時00分	
				10時00分	
				11時00分	

規程第64号
理事長決定
平成27年1月1日制定・施行

日本年金機構アシスタント職員就業規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 服務規律（第4条）
- 第3章 人事（第5条－第18条）
- 第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等（第19条－第39条）
- 第5章 育児・介護休業等（第40条）
- 第6章 給与（第41条）
- 第7章 安全衛生及び災害補償（第42条－第44条）
- 第8章 表彰及び制裁（第45条・第46条）
- 第9章 教育訓練（第47条）
- 第10章 雜則（第48条・第49条）

附則

第1章 総則

（目的等）

- 第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）において、主として補助的な業務に従事させるため、労働契約の期間の定めのない職員として雇用された者（以下「アシスタント職員」という。）の服務規律、労働条件、その他の就業に関する事項を定めることとする。
- 2 この規則に定める労働条件は、機構とアシスタント職員との労働契約の内容をなすものであり、労働条件を変更した場合についても同様とする。

（定義）

- 第2条 この規則において、アシスタント職員の区分は次のとおりとする。
- （1）フルタイム勤務のアシスタント職員（1日につき8時間勤務する者）

(2) 短時間勤務のアシスタント職員（1週間につき20時間以上40時間未満で勤務する者）

（規則の遵守）

第3条 アシスタント職員は、この規則に従って誠実にその義務を履行し、業務を行うという強い責任感をもって職務を遂行しなければならない。

第2章 服務規律

（職員就業規則の準用）

第4条 日本年金機構職員就業規則（規程第21号）第2章の規定は、アシスタント職員の服務規律について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「アシスタント職員」と読み替えるものとする。

第3章 人事

（採用時の手続）

第5条 アシスタント職員として採用された者は、機構が指定する書類を速やかに提出しなければならない。

2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更事項を届け出なければならない。

（人事異動）

第6条 機構は、業務上必要があるときは、アシスタント職員に異動を命ずることがある。ただし、異動については一定地域内に限定される。

2 アシスタント職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

（出張）

第7条 機構は、業務上必要があるときは、アシスタント職員に出張を命ずることがある。

2 出張する場合の旅費等については、日本年金機構職員旅費規程（規程第51号）に定めるところによる。

(休職)

第8条 アシスタント職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずる。

- (1) 業務上若しくは通勤により負傷し又は疾病にかかり、行政官庁より業務災害若しくは通勤災害と認定され、療養のため出勤できないと認められるとき。
- (2) 業務外の負傷又は疾病により、第31条に定める病気休暇期間が満了しても、引き続き同一事由により療養が必要なとき。なお、復職後6箇月以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により再度休職となるときは、当該傷病による休職期間として通算する。
- (3) 刑事事件に関し起訴され、就労できないとき、又は就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 日本年金機構職員制裁規程（規程第40号。以下「職員制裁規程」という。）第7条第3項の規定により、職員制裁審査委員会の審査に付せられ、就労を禁止することがやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるほか、機構が特に必要と認めたとき。

2 休職の取扱いについては、日本年金機構職員休職規程（規程第27号）の定めるところによる。

(休職期間)

第9条 前条に定める休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の事由によるとき その療養に必要な期間
- (2) 前条第1項第2号の事由によるとき 12箇月以内の期間
- (3) 前条第1項第3号から第5号までの事由によるとき 機構が必要と認める期間

(休職期間中の給与)

第10条 休職期間中の給与は、日本年金機構アシスタント契約職員及びアシスタント職員給与規程（規程第34号。以下「アシスタント契約職員等給与規程」という。）に別段の定めのある場合を除き支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第1号の規定により休職を命ぜられたアシスタント職員については、その休職期間中、給与を支給する。ただし、第44条の定めるところにより、当該職員が

給付を受けたときは、その額を控除する。

(復職)

第11条 アシスタント職員は、休職期間中に休職事由が消滅したときは、速やかにその旨を機構に通知し、復職願を提出しなければならない。また、第8条第1項第1号及び第2号の事由による休職の場合、機構が指定する医師の診断書を復職願に添付しなければならない。

2 機構は、前項の復職願により休職事由が消滅したと認めたときは、原則として当該職員を原職に復帰させる。ただし、必要に応じて原職と異なる職務に配置することがある。

(退職)

第12条 アシスタント職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日を退職日として、機構を退職したものとする。

- (1) 自己の都合により退職を申し出て機構の承諾があったとき。
 - (2) 休職を命ぜられた者が休職期間満了時において復職できないとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 定年に達したとき。
- 2 行方不明による欠勤が30日に及び、なお所在不明のときは、その翌日をもって退職とする。
- 3 アシスタント職員が自己の都合により退職しようとするときは、30日前までに退職願を提出しなければならない。

(定年)

第13条 アシスタント職員の定年は満60歳に達した日以後に到来する最初の3月31日とする。

(解雇事由)

第14条 アシスタント職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。

- (1) 精神若しくは身体の故障により、業務の遂行に支障があると機構が判断したとき。
- (2) 職務遂行能力又は能率が劣り、向上の見込みがないと機構が判断したとき。

- (3) 業務上の傷病により補償を受ける職員が労働基準法（昭和2年法律第49号。以下「労基法」という。）第81条の打切補償を受けたとき。
- (4) 業務の廃止、縮小など、機構の運営上やむを得ない事由のあるとき。
- (5) 職員制裁規程に定める解雇事由に該当するとき。
- (6) 日本年金機構法（平成19年法律第109号）附則第5条第2項の規定により設立委員会が定める職員の採用基準に基づき労働契約を解除することとされているとき。
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。

(解雇予告)

第15条 前条においてアシスタント職員を解雇するときは、次に掲げる場合を除き、30日前に予告するか、又は平均賃金の30日分の予告手当を支給する。

- (1) 本人の責めに帰すべき事由により解雇する場合
- (2) やむを得ない事由により事業の継続が不可能となった場合
- 2 前項の予告は原則として本人に通知するが、やむを得ないときは解雇通知を郵送して行う。
- 3 解雇予告日は前項の通知が到達したと認められる日とする。
- 4 第1項の予告日数は、1日につき平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。

(解雇制限)

第16条 第14条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年が経過した後も傷病が治癒せず、機構が労基法第81条の打切補償を支払ったとき、又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたときはこの限りでない。

- (1) 業務上の傷病による療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後のアシスタント職員が第33条の定めにより休暇を取得する期間及びその後30日間
- 2 前項の解雇には、解雇予告を含まない。

(業務の引き継ぎ)

第17条 アシスタント職員は、退職又は解雇の際は、機構の指定する者に速やかに業務を引き継がなければならない。

(貸与品等の返還)

第18条 アシスタント職員は、退職又は解雇の際は、機構の身分証明書、健康保険被保険者証その他機構から貸与された物品を速やかに機構へ返還しなければならない。

第4章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇等

(労働時間制)

第19条 機構における労働時間制は、労基法第32条の規定に基づく労働時間制とする。

2 翌月各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間並びに休日については、各人ごとに定める月間勤務計画（以下「月間勤務計画」という。）を前月に明示する。

(所定労働時間、始業時刻及び終業時刻)

第20条 フルタイム勤務のアシスタント職員の1日の所定労働時間は8時間とし、1週間40時間以内とする。

2 短時間勤務のアシスタント職員の所定労働時間は採用時に職員ごとに定める。

3 フルタイム勤務のアシスタント職員の始業時刻及び終業時刻は、別表のとおりとする。

4 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、月間勤務計画に定める始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合においては、前日までにその通知を行う。

5 第1項に規定する1週間は、土曜日から金曜日までとする。

(休憩時間)

第21条 休憩時間は別表のとおりとし、勤務時間の途中に付与する。ただし、労働時間が6時間以下の場合にこれを与えることがある。

2 機構は、前項で定める休憩時間の時間帯については休憩時間指定表により指定する。

3 機構は、業務の都合その他やむを得ない事情により、前項の休憩

時間指定表に定める休憩時間の時間帯を変更し、又はこれを分割して与えることがある。

- 4 あらかじめ、指定された休憩時間の開始時刻に至ってもなお業務が継続し、又は休憩時間中に業務が発生した場合において、他にこれを処理する者がいないときの休憩時間は、その後の勤務時間中においてこれに相当する時間と振り替えて与えるものとする。

(所定休日)

第22条 所定休日は、次のとおりとし、第20条第5項に規定する1週間につき2日以上となるように付与する。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (4) 年末年始（12月29日から31日まで、並びに1月2日及び1月3日）
 - (5) その他機構が特に指定する日
- 2 機構は、労基法第3・5条に規定する休日（以下「法定休日」という。）として、1週間に1日の休日を付与する。
 - 3 機構は、第1項の規定にかかわらず、月間勤務計画により通知した上で、第20条第1項に定める1週間の労働時間の範囲内において、第1項に定める日と異なる日を所定休日とすることがある。
 - 4 機構は、第1項の規定にかかわらず、業務の都合により、あらかじめ通知した上で、第20条第1項に定める1週間の労働時間の範囲内において、所定休日を他の日に振り替えることがある。この場合においては、機構は前日までにその通知を行う。

(変形労働時間制)

第23条 機構は、労基法第3・2条の2の規定に基づき、アシスタント職員の全部又は一部について、就業規則又は労使協定の定めるところにより、1箇月単位の変形労働時間制により勤務を命ずることがある。

- 2 機構は、労基法第3・2条の4の規定に基づき、アシスタント職員の全部又は一部について、労使協定の定めるところにより、1年単位の変形労働時間制により勤務を命ずることがある。

(時間外又は休日における勤務)

第24条 機構は、業務上必要がある場合は、アシスタント職員に対し、第20条の所定労働時間を超えて、又は第22条の所定休日に勤務を命ずることがある。

- 2 前項の勤務が、労基法第32条に規定する法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、労基法第36条第1項の規定するところにより、労使協定に定める範囲でこれを命ずるものとする。
- 3 前2項の休日勤務は時間単位で命ずることがある。
- 4 アシスタント職員は、前3項の規定に基づき時間外又は休日における勤務を命じられた場合は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(時間外・休日勤務に対する代休)

第25条 機構は、その命により時間外又は休日に勤務を行ったアシスタント職員に対し、必要に応じて、時間外又は休日勤務8時間ごとに1日の代休を与えることがある。

- 2 代休は、時間外又は休日の勤務を行った月に付与するものとする。
- 3 時間外勤務について代休を付与する場合には、当月の時間外勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る時間外割増分に相当する給与は翌月に支給する。
- 4 休日勤務について代休を付与する場合には、当月の休日勤務の時間数からその代休付与日数に所定労働時間を乗じた時間数を控除する。ただし、控除した時間数に係る休日割増分に相当する給与は翌月に支給する。
- 5 機構が代休を与える場合は、事前に通知する。

(災害時等の勤務)

第26条 機構は、災害その他の避けることのできない事由により臨時の必要がある場合には、職員に対し、第20条の所定労働時間を超えて、又は第22条の所定休日に勤務を命じることがある。当該勤務が法定労働時間を超え、又は法定休日に行われる場合には、行政官庁の許可又は事後の届出により、これを命ずるものとする。

(妊娠婦である職員の時間外・休日勤務等の制限)

第27条 妊娠中又は産後1年を経過しないアシスタント職員が請求

した場合には、第24条第2項及び前条の規定にかかわらず、法定労働時間を超える勤務及び法定休日の勤務を命じない。午後10時から翌日午前5時までの勤務についても同様とする。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)

第28条 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う一定範囲のアシスタント職員が時間外勤務の短縮及び深夜労働の制限を請求した場合は、第24条第2項の規定にかかわらず、日本年金機構エルダー職員、特定業務契約職員、アシスタント契約職員、特定業務職員及びアシスタント職員育児・介護休業等に関する規程（規程第30号。以下「エルダー職員等育児介護休業規程」という。）の定めるところによる。ただし、事業の正常な運営を妨げるとときは、この限りでない。

(育児時間)

第29条 機構は、1歳に満たない子を養育するアシスタント職員が育児時間を請求した場合には、休憩時間のほか、1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2 育児時間取得した時間については、給与を支給しない。

(年次有給休暇)

第30条 機構は、4月1日から3月31日又は10月1日から9月30日までのいずれかを1休暇年度とし、前年度の所定労働日の8割以上出勤したアシスタント職員に、次表のとおり年次有給休暇を付与する。

勤続期間	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月以降
付与日数	16日	18日	20日

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満であり、かつ週所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定める者については年間所定労働日数が216日以下）の者に対しては、次表のとおり労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

週の所定 労働日数	年間の所定 労働日数	勤続期間に応じた付与日数		
		4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月 以降
4日	169～216日	12日	13日	15日
3日	121～168日	9日	10日	11日
2日	73～120日	6日	6日	7日
1日	48～72日	3日	3日	3日

- 3 前2項において、アシスタント職員の勤続期間は、労働契約の期間の定めのある職員（以下「有期雇用職員」という。）としての勤続期間と通算する。また、休暇年度については、有期雇用職員としての取扱いを引き継ぐこととする。
- 4 年次有給休暇は、1日、半日又は労基法第39条第4項の規定による労使協定で定める範囲内で1時間を単位とし、次の各号に定めるところによりこれを付与する。
- (1) 1日単位の年次有給休暇は、労働日を単位として付与する。
 - (2) 半日単位の年次有給休暇は、2回をもって1日単位の年次有給休暇として取り扱う。
 - (3) 半日単位の年次有給休暇は、指定した勤務の始業時刻後4時間以内又は終業時刻前4時間以内のいずれかを単位として付与するものとし、勤務時間の途中には付与しない。
 - (4) 時間単位の年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の所定労働時間数（時間に満たない端数があるときは、これを切上げたものとする。）をもって1日とする。
 - (5) 時間単位の年次有給休暇は、1休暇年度において5日（第7項ただし書きに規定する保有日数が5日に満たない場合は、その日数及び時間数）を限度とする。
- 5 年次有給休暇を取得しようとするアシスタント職員は、所定の手続により、機構に事前申請を行わなければならない。ただし、申請のあった時季に年次有給休暇を付与することが事業の正常な運営を妨げる場合は、その時季を変更させることがある。
- 6 アシスタント職員がやむを得ない理由により欠勤を事前に届け出ることができず、事後の申出を機構が承認したときは、当該欠勤を年次有給休暇に振り替えることができる。ただし、機構が承認しない欠勤については、この限りでない。
- 7 年次有給休暇は、付与期日から2年間これ取得できるものとす

る。ただし、年次有給休暇の保有日数は、前年度からの繰り越し分を含め、40日を限度とする。また、有期雇用職員としての年次有給休暇の残日数のうち、付与期日から2年を経過していないものについては、これを繰り越すものとする。

8 年次有給休暇の付与順序は、繰り越された年次有給休暇から優先付与するものとする。

9 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たり、次の各号の期間は出勤したものとみなす。

- (1) 本条に定める年次有給休暇を取得した期間
- (2) 第32条から第38条に定める休暇の期間
- (3) 第40条に定める育児・介護休業の期間
- (4) 第8条第1項第1号に定める休職の期間
- (5) 第8条第1項第3号に定める刑事事件が裁判所の判決で無罪となったときの休職期間、及び同条第1項第4号に定める職員制裁審査委員会の審査の結果が不問となったときの休職期間

10 年次有給休暇を取得した期間については、所定労働時間勤務した場合に通常支払われる給与を支給する。

(病気休暇)

第31条 機構は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない理由によるものと認められる場合には、医師の診断書に基づき病気休暇を与える。

2 病気休暇の期間は、機構が療養のため勤務しないことをやむを得ないと認める必要最小限の期間とし、90日を限度とする。なお、病気休暇取得後6箇月以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により、再度病気休暇を取得するときは、当該傷病による病気休暇期間は通算する。

3 アシスタント職員は、第1項の病気休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつたときは、その事由を付して事後に承認を求めることができる。

4 第1項の病気休暇が長期におよぶときは、医師に対して疾病的状況について機構が確認することがある。

5 機構は、病気休暇を取得したアシスタント職員に対して、必要に応じ、機構の指定する医師の診断を受けさせることがある。

6 病気休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(生理休暇)

第32条 機構は、生理日の就業が著しく困難なアシスタント職員から請求があった場合は、必要な期間の休暇を与える。

2 生理休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(産前・産後休暇)

第33条 機構は、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定のアシスタント職員から請求があった場合は、請求があった期間の休暇を与える。

2 機構は、出産したアシスタント職員には、産後8週間を経過する日までの休暇を与える。ただし、産後6週間を経過したアシスタント職員から請求があった場合は、医師が支障ないと認めた業務に就かせることができる。

3 アシスタント職員が第1項の産前休暇を請求する場合は、出産予定日を証明する書類を提出しなければならない。

4 産前・産後休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(母性健康管理)

第34条 妊娠中又は出産後1年を経過しないアシスタント職員から、所定労働時間内に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるため、通院に必要な時間について休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

(1) 産前の場合

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をした場合には、その指示により必要な時間

(2) 産後（1年以内）の場合 医師等の指示により必要な時間

2 妊娠中又は出産後1年を経過しないアシスタント職員から、保健指導又は健康診査に基づき医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の各号に定める措置を講ずる。

(1) 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合、原則として1時間の勤務時間の短縮、又は1時間以内の時差出勤

(2) 休憩時間について指導された場合、適宜休憩時間の延長、休

憩の回数の増加

- (3) 妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあると指導された場合、その指導事項を守ることができるようにするための作業の軽減、勤務時間の短縮又は休業等の措置
- 3 母性健康管理のための休暇を取得した期間及び措置を講じた時間については、給与を支給しない。

(子の看護休暇)

- 第35条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するアシスタント職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の看護のために、又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるために、1休暇年度につき5日間（当該子が2人以上の場合は10日間）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。
- 2 子の看護休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(介護休暇)

- 第36条 要介護状態にある家族の介護その他の世話（通院の付添い等）をするアシスタント職員は、1休暇年度につき5日間（当該家族が2人以上の場合は10日間）を限度として、介護休暇を取得することができる。
- 2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
- (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であってアシスタント職員が同居し、かつ、扶養している者
 - (6) 上記以外の家族で機構の認めた者
- 3 介護休暇を取得した期間については、給与を支給しない。

(特別休暇)

- 第37条 次の各号に掲げる事由によりアシスタント職員が勤務しないことが相当である場合には、それぞれに定める期間の特別休暇を与える。

- (1) アシスタント職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) アシスタント職員が証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) アシスタント職員が骨髄移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その必要と認められる期間
- (4) アシスタント職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前から当該結婚の日後1箇月を経過する日までの期間内における連続する5暦日の範囲内の期間
- (5) アシスタント職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるアシスタント職員を含む。次号において同じ。）の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の期間
- (6) アシスタント職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するアシスタント職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (7) アシスタント職員の親族が死亡した場合で、アシスタント職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次の親族の種別に応じ、そこに掲げる連続する暦日数の範囲内の期間
- イ 配偶者、父母 7日
- ロ 子 5日
- ハ 祖父母、配偶者の父母 3日

二 子の配偶者 1日

- (8) アシスタント職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで機構が認める社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、業務上支障がなく、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1休暇年度において5日の範囲内の期間
- 2 前項の特別休暇を取得する場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前の承認を得ることができなかつた場合には、その事由を付して事後に承認を受けることができる。
 - 3 機構は、前項の場合において、その事由を確認する必要があると認めるとときは、証明書等の提出を求めることができる。
 - 4 第1項第1号及び第2号の特別休暇を取得した期間については、50%の給与を支給する。
 - 5 第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給しない。
 - 6 第1項第7号の特別休暇を取得した期間については、給与を支給する。

（ライフサポート休暇）

- 第38条 機構は、4月1日在職するアシスタント職員に対して、1休暇年度につきライフサポート休暇を2日間付与する。
- 2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満であり、かつ週所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定めるアシスタント職員については、年間所定労働日数が216日以下）のアシスタント職員に対しては、ライフサポート休暇を付与しない。
 - 3 ライフサポート休暇は、1休暇年度内において1回に限り取得することができる。ただし、ライフサポート休暇を取得した日から連続する2労働日を限度として取得できるものとする。
 - 4 ライフサポート休暇の単位は1日とする。
 - 5 第1項のライフサポート休暇を取得する場合は、あらかじめ機構の承認を得なければならない。
 - 6 ライフサポート休暇を取得した期間については、給与を支給する。

(その他の事項)

第39条 この章に定めるもののほか、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関し必要な事項については、日本年金機構職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程（規程第28号）の定めるところによる。

第5章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

第40条 アシスタント職員の育児休業及び育児のための短時間勤務等については、エルダー職員等育児介護休業規程の定めるところによる。

2 アシスタント職員の介護休業及び介護のための短時間勤務等については、エルダー職員等育児介護休業規程の定めるところによる。

第6章 給与

(給与)

第41条 アシスタント職員の給与については、アシスタント契約職員等給与規程の定めるところによる。

第7章 安全衛生及び災害補償

(自己保健義務)

第42条 アシスタント職員は、日頃から自らの健康の維持・増進を図らなければならない。

2 アシスタント職員は、機構が指定する医師又は歯科医師の健康診断を受診しなければならない。

3 アシスタント職員は、自らが心身の異常又は著しい疲労等により勤務に支障を来たすと判断した場合には、速やかに医師の診断書を添付して機構に申し出るとともにその回復のための療養に努めなければならない。

4 アシスタント職員は、第2項の健康診断の結果、機構が行う医師又は保健師による保健指導を受けたときは、その指導に誠実に従い、自己の健康の回復と保持増進に努めなければならない。

(安全衛生規程の遵守)

第43条 機構又はアシスタント職員は、日本年金機構安全衛生規程（規程第37号）を遵守し、機構における安全衛生の確保に努めなければならない。

(災害補償)

第44条 アシスタント職員が業務上若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び日本年金機構職員労働災害補償規程（規程第38号）の定めるところによる。

第8章 表彰及び制裁

(表彰)

第45条 機構は、アシスタント職員が次のいずれかに該当するときは表彰する。

- (1) 業務上特に顕著な功績があった場合
 - (2) 社会的に顕著な功績があり、機構及びアシスタント職員にとって特に名誉となる場合
 - (3) その他特に必要があると認められる場合
- 2 表彰の取扱いについては、日本年金機構職員表彰規程（規程第39号）の定めるところによる。

(制裁)

第46条 機構は、職場規律と機構の秩序を維持するため、制裁を行う。

2 制裁の取扱いについては、職員制裁規程の定めるところによる。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第47条 機構は、アシスタント職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

2 アシスタント職員は、機構から教育訓練を受けるよう指示された場合には、特段の事由がない限りこれを拒むことができない。

第10章 雜則

(改廃)

第48条 この規則の改廃については、理事長が決定する。

(規則の解釈等)

第49条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(期間の計算)

第2条 期間の計算は、民法の定めるところによる。

別表（第20条関係）

区分		始業時刻	終業時刻	勤務時間数	休憩時間
本部	基本	年金相談部コールセンターグループ	8時15分	17時15分	8時間
		年金記録企画部年金記録管理室 年金給付業務部門 システム運用部 監査部	9時00分	18時00分	8時間
		その他の部・グループ	9時30分	18時30分	8時間
		業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	始業時刻を30分単位として、上記以外の始業時刻・終業時刻を設定することができる。		8時間
ブロック本部	基本	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	9時00分	18時00分	8時間
			8時15分	17時15分	8時間
			8時30分	17時30分	8時間
			9時30分	18時30分	8時間
			10時00分	19時00分	8時間
			11時00分	20時00分	8時間
			8時15分	17時15分	8時間
事務センター	基本	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	8時00分	17時00分	8時間
			8時30分	17時30分	8時間
			9時00分	18時00分	8時間
			10時00分	19時00分	8時間
			11時00分	20時00分	8時間
			8時15分	17時15分	8時間
			8時00分	17時00分	8時間
年金事務所	基本	業務上必要がある場合等に月間勤務計画で指定	8時30分	17時30分	8時間
			9時00分	18時00分	8時間
			10時00分	19時00分	8時間
			11時00分	20時00分	8時間
			8時15分	17時15分	8時間
			8時00分	17時00分	8時間
			8時30分	17時30分	8時間

左記の勤務時間内で
1時間の休憩時間を定める

有期雇用職員の無期転換状況(H27.4.1現在)

(単位:人)

職種		採用時期
(現在)	(無期転換前)	平成22年度以前 (平成22年1月1日～平成23年3月31日)
特定業務職員	准職員	939
	特定業務契約職員	1,043
アシスタント職員	アシスタント契約職員	66
合計		2,048